

平成18年第1回竜王町議会定例会（第4号）

平成18年3月22日

午前9時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第4日目）

日程第1 一般質問

一 般 質 問

- | | | |
|-----|-------------------------------|--------|
| 1 | 農業振興策について | 西 隆議員 |
| 2 | 通知文書類、広報等の住民配布について | 西 隆議員 |
| 3 | 山之上大手企業付近市街化区域の町としての計画は | 寺島健一議員 |
| 4 | 収入役事務兼掌及び課設置条例改正について | 近藤重男議員 |
| 5 | 第4次竜王町総合計画について | 勝見幸弘議員 |
| 6-1 | 行政執行方針について | 勝見幸弘議員 |
| 6-2 | 新たな市町村合併について伺う | 川嶋哲也議員 |
| 7 | 介護予防について | 勝見幸弘議員 |
| 8 | 滋賀県版経済振興特別区域「竜王町区域」の計画構想について… | 川嶋哲也議員 |
| 9 | JR篠原駅々舎改築と周辺整備について伺う | 川嶋哲也議員 |
| 10 | 主要地方道近江八幡竜王線新安吉橋の完成について（伺う）… | 川嶋哲也議員 |
| 11 | 介護保険制度の充実を | 若井敏子議員 |
| 12 | 外郭団体に勤務する労働者の労働条件について | 若井敏子議員 |
| 13 | 就学前までのこどもの医療費完全無料化の実施について | 若井敏子議員 |
| 14 | 障害者自立支援法の実施前に | 若井敏子議員 |
| 15 | 交通安全対策について | 若井敏子議員 |
| 16 | 「健康いきいき竜王21プラン」の推進について | 山田義明議員 |
| 17 | 企業誘致とまちづくりについて | 辻川芳治議員 |
| 18 | 地域再生のまちづくり地域懇談会から得られたことは | 辻川芳治議員 |

2 会議に出席した議員（11名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	5番	近藤重男
6番	圖司重夫	7番	若井敏子
9番	辻川芳治	10番	岡山富男
11番	西隆	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員（1名）

4番	村井幸夫	8番	竹山兵司
----	------	----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	助役	勝見久男
教育長	岩井實成	総務政策主監	佐橋武司
住民福祉主監	池田純一	産業建設主監	三崎和男
政策推進課長兼企業誘致推進室長	小西久次	総務課長	北川治郎
生活安全課長	青木進	住民税務課長	杼木博子
福祉課長	久野まさ枝	健康推進課長	布施九蔵
産業振興課長兼農業委員会事務局長	三井せつ子	建設水道課長	松村佐吉
出納室長	竹山喜美枝	教育次長	村地半治郎
教育課長	松浦つや子		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	川部治夫	書記	古株治美
--------	------	----	------

開議 午前9時00分

○議長(中島正己) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって定足数に達しておりますので、これより平成18年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長(中島正己) 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に、要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されていますので、それに従い質問願います。

それでは、11番、西隆議員。

○11番(西 隆) 平成18年第1回定例会において、一番に質問させていただきます。

質問事項 「竜王町農業振興策について」

平成19年度産から、我が国農業の構造改革が加速されます。担い手中心に集中化・重点化した日本型直接支払い制度(新たな経営所得安定対策)に対する対応。竜王町水田農業の振興についてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

次に、竜王町農業の基幹作物が価格低下をきたしております。農家においては、耕作意欲の減退、後継者難等による農村の破壊の恐れがあります。魅力ある農業振興について、今後も米・麦・大豆を水田農業の基幹作物として振興していくのか、お伺いいたします。

○議長(中島正己) 三井産業振興課長。

○産業振興課長(三井せつ子) 西議員さんの、竜王町の農業振興策についてのご質問にお答えいたします。

平成17年3月に、国で新たな食料・農業・農村基本計画の見直しが閣議決定されまして、我が国の農業は国際的な経済社会の動向であるWTO世界自由貿易の中での国際ルールに沿ったものとされております。また、日本の農業の現状を見ますと、お話にもございましたように、地域の農業生産を担う農業従事者の減少、少子高齢化、耕作放棄地の増大など、我が国農業・農村が危機的状況にある中、兼業農家・高齢農家などをはじめとします多様な構成員からなる地域農業を、

ご質問にもございましたように、平成19年からの見直しでは、農業の構造改革として、担い手を中心としての地域の合意に基づき再編しようとするものでございます。

さらに、見直しに基づき平成17年10月には「経営所得安定対策大綱」が公表され、国は今日まで全農家を対象として品目ごとに講じてきた対策を、担い手に絞る品目横断的経営安定対策を、平成19年産から導入することが明記されておりまして、この対策は価格政策から所得政策へ転換するもので、担い手を位置づけ、個々においては認定農業者、集落営農組織としての特定農業団体・法人等に対象を絞り、担い手でない個別農家への支援策はあるものの、極めて薄いものとなっております。30数年間にわたる減反・転作・生産調整と言葉を変えながら進められてきた農業政策が、経営全体に着目した対策に転換することは、戦後の農政を根本から見直すものでございます。

また、経営所得安定対策には、ご質問にもございましたが、日本型直接支払い制度の品目横断的経営安定対策と、これと表裏一体をなす米政策改革推進対策（産地づくり交付金）、さらに農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、農地・水・環境保全向上対策も新たに導入されることとなっております。

このような状況の中で、竜王町ではまず各集落において、集落の農業・農地・農村をこれからどのようにしていくかを話し合っていただくことが最も重要であり、平成19年からの新たな政策の実施に向け、農業者の自助努力と集落合意形成を図りながら、担い手の育成が急務であり、町内の各集落におきましては研修会・農談会を踏まえ、現在協議をいただいているところでございます。

また、竜王町では今日まで各集落の営農部長、改良組合長さんを中心に集落で協議をいただき、集団転作、集落営農を基本に協同作業で取り組んでいただき、集落営農ビジョンを策定し、集落営農を主体にした補助事業で農業機械・農機具倉庫等の整備により、竜王町の農業経営に大きく貢献していただいたことも踏まえながら、実需者の求める麦・大豆を中心に、平成19年からの経営所得安定対策に集落営農組織が集落の合意形成のもと特定農業団体にスムーズに組織されるよう、集落の農地は集落で守ることを基本理念に、現在協議をいただいております。

さらに、現在は麦・大豆のみでございますが、将来的には米においても品目横断的政策の中で政策が講じられるように聞いております。竜王町においては、産地間競争が厳しい中、売れる米づくりに向けまして前向きに、滋賀県の環境こた

わり認証制度も受けていただき、安全で安心な米づくりに精力的に取り組んでいただいておりますので、米の生産目標数量にも要素配分として勘案して配分させていただきます、また、21世紀農ビジネス推進事業でも町として後押しをさせていただきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

今後においても、麦・大豆の振興とともに、また生産調整の作物の黒大豆の特産化、畜産農家との連携による飼料作物、地産地消としての野菜・ソバの栽培促進と、竜王町の農業の振興に大きく貢献していただいておりますので、米政策改革推進対策における産地づくり交付金で、活用方法について竜王町の地域水田農業推進協議会で十分協議をいただきたく考えております。

担い手においても、WTOの世界自由貿易の中で、農産物の価格の下落が予想されますので、経営については大変厳しい状況は変わらないと考えられますので、価格の対応等についても、今後は米政策改革推進対策における産地づくり交付金の中で支援することが言われておりますので、どうかよろしく願いいたしたいと思っております。

なお、産地づくり交付金の交付の基準については、各市町村の地域水田農業推進協議会で十分協議をすることが義務づけられておりますことから、協議会には各集落の代表の改良組合長さん、また認定農業者の方々も参画をいただいておりますので、竜王町の農業振興を図るべき交付金の活用方法について協議をいただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしく願いいたしたいと思っております。

また、国においては経営所得安定対策の平成19年産からの導入に向けまして、まだまだ決定されていない部分も多くございますので、平成18年度に関係法が改正されることとなっておりますので、各地域の実情を十分踏まえつつ、各関係者の理解と協力を得ながら進めることと国の方でされておりますので、その辺についてどうかご理解をいただきますようよろしく願い申し上げまして、西議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 11番、西隆議員。

○11番（西 隆） 再質問させていただきます。

ただいま、農業の構造につきましては、集落でいろいろ話し合い、担い手対策等についてご指導いただくというところがございます。また、作物につきましても黒大豆の特産化、あるいは畜産振興に力を入れていくと言われたところがございますが、竜王町の人口は1万3,000人余り、農業者の登録人口が1,719人、約

13%であります。全戸数約3,900戸余り、それに農家戸数が860戸、これは24%であります。これだけの農業者・農家があるのだから、農業だけでは生活できない状況であります。

国が求める食の安全保障の観点からも、農業の持続的発展策を考える時でありまして、地域懇談会の中の意見にも、「農業に金を使いすぎだ」、また一方で「支援を増大して活性化すべきだ」との相反する討議がされていまして。

農業者も、自分で考え行動することの必要性は誰しも理解しているところではありますが、外的要因による販売コストの低下、また、今始まっておりますWTOの農業交渉においても、この4月にモダリティ（保護削減基準）の確定期限を迎えます。ますます米をはじめとする農産物の価格破壊が懸念される場所でありまして。農業の活性化なくして竜王町の活性化なしと私は思いますが、ご所見を再度お伺いしたいと思っております。

次に、施策についてであります。先ほど説明されました米・麦・大豆等の品目横断的支援策が始まりますが、農家については対応できないところが出てくるのではないかと考えられます。

私は、この2月に香川県・高知県・徳島県の農家を見てきました。香川県坂出市では、レタス・キャベツをトンネルで保護栽培されております。高知県南国市では、米の2期作地帯、この辺は年に2回米をとっております。それを見に行ってきました。今の状況はどうなっているのかということ調べるためであります。今ではもう1回しかほとんど作付けしておりませんでした。なぜかと言うと、やはり米の価格が落ちて、米だけ2回つくってもマイナスが出るということ聞かされました。米は水田の涵養、特に畑作を連作するといろいろな障害が出るために米をつくっている。また、米しかできないところは米を1回だけつくっているということもお聞かせいただきました。主に今は施設園芸と果樹に切り替えている、これが農家所得のほとんどであるということも聞かされました。

また、徳島県徳島市においても同じく小型ハウス等による軟弱野菜が主力であります。それによって経営安定対策をされておりました。

団塊の世代を対象に、今、農業に魅力を与える施策として施設園芸の普及、果樹・畜産等の支援策ができないものか、再度お伺いいたします。

○議長（中島正己） 三井産業振興課長。

○産業振興課長（三井せつ子） 西議員さんの再質問にお答えいたします。

西議員さんのご質問は、竜王町の農業の持続的発展を願い、農業の事情が国際

的財政面から国の方で構造改革がされる中、竜王町の農業の活性化等についての町の施策、また支援策等についての再質問であろうかと思えます。お答えさせていただきたいと思えます。

竜王町は、ご存じいただいておりますように、農業を基幹産業として発展してきたまちでございます。「基幹」ということはよく聞かれますけれども、根本には農業・農地があって、竜王町の産業・まちは発展してきたということを言っても過言ではないと思えます。

農業の振興を全体的に見ますと、やはり食料の安定供給が一番最初に出てくると思えます。それと、先ほどからお話がございますように、農業の多面的機能、国土保全とか水源の涵養、また景観の保全とか、それから文化の伝承等が発揮されなければ、農業振興はされないということを思っております。

やはり、竜王町におきましては土地改良事業で立派に整備されました水田を、今後これから農業の持続的発展の中で守っていくことが、私たちに課せられた大きな役目であるということを第1番目に思うわけでございます。

それとともに、先ほどの質問にもございましたけれども、WTO等の農業交渉の中で、農業も国際化の波の中で考える時代になってまいりました。農業新聞等を見ておられますと、この4月がWTOの農業交渉の山場であるということを知っております。19年からの経営所得安定対策等も、関税の引き下げ等については大変大きく影響があるかと思えます。その辺については、やはり町としてもいろいろな国の施策を見ながら、竜王町の農業政策も進めていかなければならないと思っております。

それとともに、竜王町では21世紀を迎えた時に、平成13年でもございましたが、竜王の総合計画にも位置づけながら、竜王町の貴重な財産であります農業・農村を守るため、「21世紀型農ビジネス」を進めさせていただいております。やはり、補助金ではなくて成果実証型という形で、農家の方が自ら取り組んでいただいた方に報償費を支払う制度でございます。今年で5年目を迎えさせていただいておりますけれども、環境にやさしい自然循環型の農業、特産品育成とか担い手育成、畜産事業の振興とか新規就農者、それから集落営農の推進とか、いろいろメニューはございましたけれども、おかげさまで大変多くの方が自主的に取り組みをいただいているわけでございます。

また、先ほど説明させていただきましたように、生産の目標数量の中にも、やはり売れる米づくりの中で21世紀型農ビジネスも推進させていただいたおかげ

げで、多くの環境こだわり推進農業も進めさせていただけることができました。

それと、やはり町においては農産物を販売する施設を、山之上の直売所また道の駅等を、町として施設を整備して、つくっていただくのは農業者という形で、やはりこれからは米プラス野菜・果樹等の複合的な農業を進めるとともに、特産品でございます大豆また飼料作物とか、ソバの振興も大変、竜王町の農業振興に大きく寄与してきたと思います。

それと、畜産におきましては、肉牛については明治時代から市場も開かれておいて、それを一つの食文化の伝承という形で、今も後継者の皆様方が引き継いでいただいております。養鶏についても酪農についても、昭和30年ぐらいから、30羽養鶏の時代から、大変多くの皆様方がお取り組みいただいたおかげで、滋賀県でも今、養鶏・畜産等においてはトップクラスになっているわけでございます。

それと含めまして、やはり竜王町は観光農業を進めてきた経過がございます。農業には無限の観光の資源がございますので、今後いろいろな形で、時代の背景によりましていろいろな農業に変わるわけですけれども、今後、時代に即応した農業振興を町としても進めていきたいと思っておりますので、その辺につきましては自助的な努力で農業者共々、町としても振興策として進めていきたいと思っております。その辺についてご理解をいただきたいと思っております。西議員さんの再質問にお答えさせていただきました。よろしく願いいたします。

**○議長（中島正己）** 西隆議員。

**○11番（西 隆）** ただいま、いろいろ農業施策についてご説明いただきました。

今後におきましても、竜王町農業の活性化のために、あらゆる施策をお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきたいと思っております。

**○議長（中島正己）** それでは、次の質問に移ってください。11番、西隆議員。

**○11番（西 隆）** 質問事項 「通知文書類、広報等の住民配布について」

平成17年度までは、各自治区に区長便で配付依頼をされてきたのであります。平成18年度予算において、各課担当の通知文書類、広報等の住民配布を、郵送および新聞折込等に変更される。なぜか。ご所見を伺います。

国の三位一体の改革推進により、少なからず影響が財政面に出てきております。行政と住民がともに協働して、住民にできることは住民に、行政は財政の効率化に努め健全な活力ある竜王町にしていかなければなりません。これにかかる予算額について伺います。

私の区では、年に何日か順番で各戸配布を行っております。このことを「合知」、

「合って知らず」と小さい時から聞いております。地域の福祉・防災・防犯等のネットワークづくりを急がなければならない時に、郵便受けだけが大きくなり、心の通わない配布方法はいかがなものか。町長のご所見を伺います。

○議長（中島正己） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 西隆議員さんからのご質問をいただきました、「通知書類、広報等の住民配布について」のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目に、平成18年度予算において、町からの通知書類および広報等の住民配布を、郵送および新聞折込に変更することについての所見をお尋ねいただいております。

今日まで、町からの通知書類や全戸配布物につきましては、各字の区長さんを通じまして各世帯に配布をお願いしてきたところでございます。ご質問をいただいておりますように、平成18年度からは、一部の通知書類と緊急書類を除いて区長便を廃止させていただくものであります。

ここに至りました経過につきましては、年々、区長さんに配布をお願いする書類が増えていることと、そして個人情報の保護に伴います世帯名簿の情報を区長さんにお知らせすることができなくなったことによりまして、この1年をかけて役場内部で検討を行い、また、自治会連絡協議会役員会をはじめ区長会でご意見をお聞かせいただきながら進めてきたところでございます。

区長さん方には、今回の区長便の廃止についての検討にあたりまして、貴重なご意見やご助言をいただき、厚く御礼を申し上げるところであります。

いよいよ、この4月から郵送と新聞折込になるわけではありますが、円滑に移行するよう、現在準備を進めているところであり、不都合が生じないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、予算についてお尋ねをいただいております。郵送と新聞折込にかかる経費ではありますが、今年度全体で757万円を予算化しております。

3点目に、地域福祉・防災・防犯等、地域でのネットワークづくりを急がなければならない時に、郵便受けだけが大きくなり心の通わない配布方法は如何なものかというご質問であります。

お尋ねをいただいておりますように、少子高齢化が進展する中で、これからのまちづくりは町民の皆さんと行政の協働ということが大変重要になってくると考えており、ご質問いただいておりますとおりではないかと思っております。また、区長便の郵送化等により、「心が通わない」というようなことにならないよう、区長便

の配布分として各区にお支払いしておりました自治振興費の財源を「自ら考え自ら行うまちづくり事業」に充てさせていただき、少子化や高齢化対策等地域で取り組んでいただくまちづくりに対しまして支援をさせていただく予定をしておりますので、よろしくご理解を賜りまして、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 西隆議員。

○11番（西 隆） 再度の質問をさせていただきます。

その前に、ただいま質問いたしました予告文書の訂正をお願いいたします。私は「合知」の意味をいろいろ言いましたが、実は後日調べますと、「合知」とは「月」に「丁稚さん」の「稚」と書くそうでございます。意味は、「その月に起こる雑用を私が引き受ける」という意味もあるそうでございますので、訂正させていただきます。

ただいま配布予算につきましていろいろ説明いただきました。第1予算委員会においてもお聞きいたしました。総務関係の取り扱いだけで296万8,000円の増加、自治振興費480万円を108万円に減額して充てるという説明がありました。そのほかに区長便において配布依頼している各種団体広報・文書便があります。合計すれば、私の試算では約1,000万円ぐらいの経費が要るのではないかと思います。各種団体においても最小の予算で運営している中、広報配送費用が要れば、2回のところを1回にせざるを得ない状況になり、事業を縮小させるか、また新聞折込等で確実に住民の方に見ていただけるかという疑問が残るところでございます。この点についても再度お伺いしたいと思っております。

私は新聞は買っているわけですが、折込は余分なものであるという考えを持っております。これはサービス品という考えを持っております。自治区において自治振興費を貴重な財源としているところもたくさんあるかと思います。これが減額され、地域活動にマイナス要因にならないか。提案して、自治会ごとの選択肢もとれないかということ、再度お伺いしたいと思っております。

そしてもう1点、今回の質問に矛盾を感じております。と言いますのは、過日、この『広報りゅうおう』が出ております。もうこれに既に「配布方法が変わります」ということが出ております。これは、今、議会に提案されたことが通過した後には発表されるものではないかと思います。あまりにも議会軽視ではないか。予算審議中にこれが出るということは、もう確定してあるということで住民は知っております。既に議員の皆さんもご承知だと思っておりますけれども、このようなことが審議以前に出るといふことの意味と言うのですか、どういうお考えか。議会

を軽視していないか。これについても再度お尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中島正己） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 西議員さんからの再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、今回の切り替えでございますけれども、区長さん方をお願いする文書が非常に年々増えてきておるということでございまして、町の方も減らすことについてはいろいろと努力をしてくているわけでございますが、こうした問題につきまして何とか改善をしたいということと、そしてまた、これから先のことを考えますと、配布物で区長さんのご負担を増やしていくということにつきましては、何とか少なくしていかなければならないということで、今回、郵送とそしてまた新聞折込という方法に切り替えをさせていただいたということでございます。

先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、そういう中で、今、再質問で何点かのご質問をいただいたわけでございます。まず、各種団体の事業を縮小させるのかというようなご質問でございます。各団体につきましては、町の方が事務局を持っている部分があるわけでございますけれども、それぞれ団体の目的に沿っていろいろな活動いただいているということになるわけでございますが、決して新聞折込をしていくということによりまして事業を縮小させていくということは考えていないということでございますので、そうした事業の部分につきまして、さらにまた各団体の方でもご努力いただきたいと思いますところでございます。

次に2点目に、新聞折込で確実に住民の皆さんに見ていただけるのかというようなご質問かと思ひます。長年、区長さんに文書配布をお願いしてきたということございまして、そういうことを考えますと、今回の切り替えによりまして混乱が起きるといふことは避けていきたいと考えております。

そういうことで、いろいろな準備も今現在させていただいているということございまして、今後におきましては、新年度からにおきましては、町からの配布物につきまして新聞折込になるということと、そしてまた、新聞折込をする日を啓発していきたいというように考えております。広報につきましては1日と15日ということになりますので、町のほかの配布物もそれに合わせて新聞折込していくということで、先般も内部で協議しておりまして、そういう方向で進めてまいりたいと考えております。

バラバラに出ますと、いつ来るのかわからなということになりますので、1日・15日を基準に新聞折込をしていきたいと。そしてまた、そのことを併せて住民の皆さんに啓発してまいりたいと考えております。

そして、自治振興費が少なくなるということで、地域活動にマイナスということにならないかというようなご意見でございます。そういうようなことも考えられるかもわかりませんが、先ほどもお答えさせていただきましたように、姿は変わりますけれども、自ら考え自ら行うまちづくり事業の中に200万円の財源を充当させていただきまして、地域の活動の活性化につなげていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そして4点目に、新聞折込と、それ以外に各自治会で今までどおりというようなことで選択できないかというようなご質問かと思ひます。今の時点ではそういうことは考えていないわけございまして、新聞折込でやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

そして、先ほど最後に、既にそういった準備がされておるといふことで、予算も通ってないのに議会軽視ではないかといふようなご質問であろうかと思ひますが、決して議会被軽視とか、そういう気持ちでやっていないといふことでございまして、4月からそういう形で移行させていただくわけございまして、これを円滑に進めていくといふことも非常に重要な仕事でございまして、そういう部分での事前の準備でございまして、ひとつ十分ご理解をいただきまして、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 西隆議員。

**○11番（西 隆）** 今申し上げました、自治区で選択ができないかといふこと、これは17年度に区長さん方といろいろご相談もなされて、こういう結果で新聞折込されるということになったかと思ひます。私も自治区の1つの役員をしておりますし、やはり小さい集落でもこの自治振興費は貴重な財源となっております。やはり再度、自治区の選択肢、問われてもマイナスにはならないと思ひますし、予算の削減になろうかと思ひますので、これについてもご考慮願ひたいと思ひます。

また、今、広報についてお尋ねしました。決して議会被軽視ではないといわれるのですけれども、少なくとも必要であれば17年の第4回議会に提案されて、審議され、通れば18年度から実施されるというのが妥当な道ではなからうかと思ひます。今審議の最中にある中において、前もってこれを住民に周知するといふ

ことは、通った後のことしかないわけなんです。通らなかつたらどうされるのか。これは絶対必要だと思います。通らなかつたら、これはできないわけなんですよ。この点についても再度お尋ねしたいと思います。

そして、この件がもし18年度可決され実行されるにおいても、今まで申し上げましたことを再考慮され、十分な精査をされて、一部について不執行があってもいいのではないかと考えておりますので、その点についても再度のお答えを願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 西議員さんから再度のご質問をいただいているわけでございます。

議会軽視の問題についてでございますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、決してそういうつもりはないわけでございます。議会に当然諮って、通していただかなければならない部分というのは、確かにおっしゃっていただいているとおりにかと思っております。それ以外の事務としまして、やはり、事前の準備というものが当然あるわけでございますので、そうしたことを今現在させていただいておるということでございますので、その点につきまして十分ご理解を賜りたいと思います。

そしてもう1点、新年度の予算でございますけれども、柔軟な対応というようなご質問でございます。当然、町の方としましては、全戸配布を郵送・新聞折込というような形を考えさせていただいておるということでございまして、それがうまくいくように全力で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 次に、1番、寺島健一議員。

○1番（寺島健一） 平成18年第1回定例会一般質問、1番、寺島健一。「山之上大手企業付近市街化区域の町としての計画は」について質問いたします。

既に第4次竜王町総合計画は、平成22年度を目標に策定されているところであります。基本構想では、土地利用の方向を明らかにし、また、基本計画では基本構想の具体化と目標達成に必要な施策が示されているところであります。

これを基本に、実施計画は毎年向こう3カ年を基本とする根幹的整備事業を明らかにすると明記されております。現在、山之上地先の市街化区域（工業地域）の農地の埋め立て最中でありまして、このままの状態ですと、地域の住民は何ができるのか、また、何が来るのか、不安がられております。竜王町の南側の玄関口

でもあります。町としてこの地域の土地利用をどのように考え、また、どのような開発を誘導されようとしているのか、お伺いをいたします。

**○議長（中島正己）** 小西政策推進課長。

**○政策推進課長（小西久次）** ただいまの寺島議員さんのご質問について、お答えをさせていただきます。

議員もご高承のとおり、2001年に策定いたしました第4次総合計画は、2010年を目標に「田園文化が薫る交竜の郷」を将来像に目指したまちづくりに取り組んでおりますが、その中間年であります本年度においては、その見直しを進めております。

竜王町における土地利用は、近江八幡八日市都市計画区域に定められており、そのほとんどが工業専用地域と市街化調整区域となっております。山之上地先においては、工業専用地域の中間にあります農地等8haを、平成3年に工業地域として見直しをいたしております。当時、工業専用地域しかなく、企業関連等の工場用地等として地域振興を図るために、地元等の要望により町として変更してきたところでございます。

しかしながら、そのほとんどが土地改良済の農地であったため、近年まで耕作されてきた状況であり、最近になって一部工場関連輸送会社等の進出が見られたところでございます。ご質問のように、現在では民間開発による造成が行われており、一部は工場関連であり、その他は農地転用のみで、計画は未定であると聞いております。この地域での用途は、工業地域として比較的緩やかな規制で、学校・映画館等は建築することはできませんが、その他の工場・住宅・事務所・商業施設等は可能となっております。

しかし、開発につきましては上下水道のインフラ等が未整備で、自己水源により対応していただいているところでございます。今後におけます当地域のまちづくり計画につきましては、市街化区域として用途している関係もあり、当然、インフラ整備も視野に入れながら、町のまちづくりに合った土地利用を考えていきたいと思っております。

議員ご指摘のように、当該地先は湖南市から竜王町の南の玄関口であり、工業地域であることから、町としては今後の開発につきましてはインフラ整備も考慮し、先に述べましたように、企業関連による工場・事務所等の誘導に努めてまいりたいと考えております。以上、質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 寺島健一議員。

○1番（寺島健一） 先ほども申し上げましたとおり、今年度に入りまして造成がされておるところでございます。工業地域のために許可が得やすく、開発が容易であるため、できることならば大手隣接工場にあの土地を持ってもらうか、又は関連企業への利用を誘導されておられるのか、再度お伺いをいたします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま寺島議員さんの再質問で、今後、関連した利用を考えているのかというご質問でございますけれども、この地は先ほど申しましたように工業地域であるために、土地に関する許可が得やすい、また、開発が容易であるということから、今年に入りまして地元自治会長さんと、またそのような企業との調整会議も行っております。

しかし、工場としては直接土地を求めるというふうな、拡大ということは今計画も、増築する計画も当面ないというお話でございます。しかしながら、関連企業等が必要であれば、また声を掛けて協力は惜しまないというふうな返事もいただいているところでございます。

しかし、町といたしましては、今後、先ほども申しましたように、自治会の関連もでございます。自治会長さんのご意見も伺いながら、また尊重させていただきながら、基本は、当初述べましたように、都市計画の市街化編入をいたしました時のとおり、工場とか事務所等の誘導についてしていきたいというふうな考え方をしておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 寺島健一議員。

○1番（寺島健一） 先ほどインフラ整備の話が出たところでございますが、18年度におきまして、該当地域の上水道の実施計画がされておりますが、下水もつき物でございまして、同じ工事をするならば同時計画かどうかと、このようなことを思うところでございます。

また、上水道の工事の執行にあたっては、既存施設との調整や、早急に該当地域との開発計画を自治会と合同で組まれることをお願ひを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（中島正己） 次に、5番、近藤重男議員。

○5番（近藤重男） 平成18年第1回定例会に一般質問をさせていただきます。「収入役事務兼掌及び課設置条例の一部改正」について質問いたします。

本町では、行政改革の一環として、山口町長は近隣の市町に先駆けて平成16

年12月第4回定例会において、収入役事務兼掌条例を設置され、収入役をおかず、その職務を助役が兼務されているが、助役・収入役の兼務は日常業務から見て多忙のように思えますが、山口町長は、当初描かれた収入役の事務兼掌と現在の日常業務の内容について、どのように見ておられますか。

次に、課設置条例の一部改正条例も、同年定例会において提案されました。11課1局1室40係を9課1局1室28課に機構改革され、組織改革の第一歩として平成17年4月1日から、「ワンストップ型住民サービスの充実」を合言葉に業務が執行されました。課を統合し、人員を削減されたが、人手不足による労働強化、住民サービス、また専門職員の育成や意識を高める指導等に配慮され、1ヵ年を迎えようとしています。

今回、議第1号で課設置条例の一部改正されるものの、町長、助役、主監から見られた改革の成果や改善点、今後検討すべきものがあるのか、2点について伺います。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 近藤重男議員さんからの「収入役事務兼掌及び課設置条例改正について」のご質問に、お答えさせていただきます。

まず、収入役事務兼掌と現在の日常業務内容についての質問ですが、収入役事務兼掌条例は、平成17年4月1日より施行されておりますが、施行にあたりまして、助役が収入役の事務を兼掌することで、助役の事務量が增大されることが考えられますことから、出納事務が円滑に執行できますよう、次のような体制の改善を図ってきたところでございます。

まず1点目といたしまして、出納室に出納室長を起きました。さらに、2点目といたしまして、竜王町収入役の事務を兼掌する助役の事務決裁規程を制定し、出納室長に事務処理の専決を行わせることといたしました。専決事項の主なものといたしましては、歳出のうち義務的経費であります人件費、扶助費、公債費の支払い、また社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬等の支払いは全額、その他の経費につきましては10万円未満の支払いを出納室長に専決させて、さらに10万円未満の歳入につきましても、出納室長に専決させております。

以上のようなことから、収入役の事務を兼掌する助役の事務の軽減を図りつつ、日々出納事務に支障をきたすことのないよう、円滑な事務処理に努めているところでございます。以上、近藤議員さんへのご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 北川総務部長。

**○総務課長（北川治郎）** 近藤重男議員さんから、昨年4月に実施しました組織機構改革の成果や改善点、さらには今後検討すべきものはないかという2つのお尋ねをいただいております。

まず、組織機構改革の成果や改善点についてであります。昨年4月に実施しました組織機構改革の成果や改善点につきましては、各所属長の聞き取りや事務改善委員会で検証をしております。そうした中で、特に組織機構が変わったということで、町民の皆さんから直接不都合な点についてご意見を聞くということではなかったところでありまして、順調なスタートができたものと考えております。

ただ、役場内部での検証の結果、円滑な事務を進める上で、事務分掌について若干の見直しをする必要があったということと、新年度から地域包括支援センターの設置と障害者自立支援法にかかる新たな施策に取り組める機構とするために、今議会に課設置条例の一部改正をお願いし、係等の見直しをさせていただいたところであります。

今後の検討事項につきましては、継続して組織機構の点検を行うとともに、組織機構とリンクした適正な人事配置のもとに、町民の皆さんに親しんでいただけるよう、全職員が研鑽を積み、行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご指導とご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** ただいま回答いただいたわけですが、収入役さんの非常に日常業務が多忙ということを申し上げたわけですが、特にその中におきまして、権限移譲ということを町長も今申されたわけですが、権限移譲の権限は、金額的には10万円という線でございます。この権限をもう少し何とかできないものだろうかと思うものもございまして、やはりこの点につきましてはの改善をしていただかなければならないと思うところでございます。

また、次の課設置条例でございます。これにつきましても、職員の対応がよくなったという声も聞くところでもございます。また職員の人数を減らすということは非常に望まれている声もありますけれども、公務員としての労働強化、時間の限界もございまして、また、今後取り組まれます人事評価制度というものが導入されますが、それにつきましては、若干予算を計上されての今回から評価制度を導入されるということでございますけれども、やはり上役が職員を育てることが一番大切でなかろうかと思うところでございまして、特に専門

職員というものも必要のように思うわけでございます。専門的と言うと、いろいろな面からの専門もあるわけでございますけれども、その辺についてもやはり十分配慮した中の人事配置も必要だと思うところでございます。その点について伺いたいわけでございます。

○議長（中島正己） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 近藤議員さんから再質問をいただきました。何点かあるわけでございます。

まず1点目に、専決の部分でございますけれども、今、最高10万円ということになっているわけでございます。今この場でどうするかというご回答はできませんけれども、いろいろ法律等もあるわけでございますので、そういったものも検討しながら、ご意見として聞かせていただいて、今後十分また検討させていただきたいと思っております。

そしてまた、職員の育成でございます。人事評価制度に新年度から取り組んでいくということで予算も計上させていただいているわけでございます。仕事をするのはやはり職員でございます。やはり職員の資質が上がっていくということが、住民の皆さんにより仕事をさせていただくということになりますので、そのことに留意をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

そしてまた、専門職でございますけれども、最近の行政というはかなり奥深くなってきたというようなことがございます。そしてまた、いろいろな制度なり、また法律ができて、専門的な分野が多くなってきたということでございます。そういう意味で、専門職を育てていくと、また専門職を確保していくということは非常に重要なことだと思いますし、ご意見の趣旨に沿いまして、今後十分考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見助役。

○助役（勝見久男） ただいま近藤議員さんから、収入役事務の兼掌につきましての再質問をいただいたわけでございますが、先ほどからお話がありますように、平成17年4月1日から収入役事務の兼掌を助役の仕事としてスタートしたわけでございますが、それがちょうど1年を経過いたしております。

まず実際の事務でございますが、まず会計処理につきましては、ご承知のように電算処理ですべてやっております、その辺のところにつきましては以前とはスピーディに処理が運べるということでございます。

そういう中で出納室長を設置いたしまして、専決でいろいろ仕事をしていただいているというところでございますが、しかし、やはりその出納責任というものがありますので、この点につきまして私も十分承知をいたしております。そういうことから、出納事務につきましては専決処理でたくさんの仕事をやっていただいているところでございますけれども、現在の状態としましては、支出負担行為、あるいは支出調書、それから収入の伝票経理、そういう部分について、すべての伝票については一定の目を通すことは今現在やっているところでございます。

そういうところから、一定の収入・支出の動き、経理については掌握をして責任をきっちり果たしていくということで、今、仕事を進めさせていただいておるところでございます。

先ほども言いましたように、事務処理そのものはスピーディになっておりますので、そしてまた、助役として支出負担行為、あるいは支出伝票につきましては、その時点での決裁というものもあるわけでございますので、そういう両面の部分で検閲をしているということでございますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

また、日常業務について大変ではないかということでご心配をいただいているところでございますけれども、そういう意味では、出納事務にどれくらいの手間をかけているかという部分については、ほとんどが事務処理はそれぞれの担当職員がやっておりますので、検閲の部分で一定の時間は割いておりますが、そういうところで今処理をいたしているところでございます。

1年を経過しまして、一定こういう形で、やはり将来を考えますとこういう形で進んでいくのかなということも考えているところでございます。既に国の方の地方制度審議会におきましても、県あるいは市町村の収入役を廃止するという制度をつくっていくというふうな情報も聞いておりまして、そういうふうな方向の中で、やはり町としてそういった体制をつくっていく必要があるのではないかなと、こんなことを思っているところでございます。

それから、行政改革につきまして組織の改革でございますが、これも昨年4月1日からスタートいたしまして、それぞれの部署、大きないろいろな課題を抱えた中でスタートしたわけですが、これも1年経ちましていろいろ検証する中で、1つは、「ワンストップ型住民サービスの構築」につきましては、若干、建物等の構造上の問題もございまして、もう少し不十分であるということもあるわけでございますが、そういう点についてはこの4月1日から少しでも改善していくと

ということで、今検討をしているところでございます。

それから、人員を減らして労働強化になるということについてどうかということですが、これも1つの行政改革によりまず課を減らし、係を減らしてということでの対応をまず1点しているわけですが、それともう1つは、多くの人数でグループを組んで、助け合っているいろいろな仕事をしていくということの進め方、これをやはり浸透していかなければならないかなということでも1年取り組んできたわけですが、

そういうことでは、一定の効果は出ているのではないかなと思っているわけですが、しかし、人を減らすだけで仕事が減らないということでは、うまくいかないということもございまして、できるだけアウトソーシングできる仕事があればそういうようなことで、やはり仕事を少なくし効率よく仕事をしていくと、こういうことの手立てもしていかなければならないと今思っているところで、その部分についても今進めているところでございます。

それから、専門職員の設置と人員配置でございますが、これも特に専門職員の必要性が各自治体に求められておりますので、新年度につきましては、特に福祉の部門での専門職員の増員をしていきたいと思っておりますのと、人員配置につきましては、町の役場の仕事も各課・組織いろいろあるわけですが、その仕事の事務の量も、現実にはいろいろと変動してくるものでございますので、そういったものを十分踏まえながら、適正な人員配置をしていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

それからもう1点、評価制度の話がございましたが、この点につきましては、今日までそういった制度を導入していなかったところでございますので、これから評価制度導入につきましては十分慎重に考えた中で導入をするようにしていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 近藤重男議員。

○5番（近藤重男） 最後でございますが、助役さん、収入役さんの兼務は多忙、大変だと思うわけですが、それにつきましてやはり、収入支出というものについてのチェック、さらには行財政の中でどうであろうというようなこと、非常に大変なものがあるわけですが、ひとつその責務につきましてよろしくごお願い申し上げたいわけですが、

特に、今後これからコスト削減と、またやはり事務の迅速化と町民へのサービ

スというものが必要だと思っわけございまして、このことにつきましても、町長をはじめ助役さん、また主監の皆さん方が町長の力となって、町民のためにひとつがんばっていただきたいと要望して、終わらせていただきたいと思っますので、よろしくお願ひいたします。以上でございませ。

○議長（中島正己） 次に、3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 平成18年第1回定例会一般質問、3番、勝見幸弘。第4次竜王町総合計画について、ご質問いたします。

平成13年10月に策定されました第4次竜王町総合計画も中間点を迎える年となりました。計画の期間として、「基本構想は平成12年を基準年とし、平成22年を目標年次とする。基本計画は、基本構想に基づき平成22年を目標年次とし、具体的な実現方策は5年間とする。」とありました。さらに、計画の進行管理では、「計画の着実かつ効果的な進行を図るため、十分な進行管理を行う。状況に応じて計画の見直しも柔軟に対応する。」とあります。

18年度竜王町行政執行方針には、「第4次竜王町総合計画を基軸に……」との表現が使われており、今日のまちづくりのベースになるべき計画としての位置づけがされております。

しかし、計画策定時からかなり状況の変化があり、現状と合わなくなっているところも見受けられるようです。また、当時は合併の議論が盛んで、もし合併を選択していればこの計画そのものが意味をなさず、検証されずに消滅していたのかも知れませ。

「インターチェンジを活用した産業立地の促進」や、「生活利便施設の整った都市核づくり」がしっかりと位置づけされるように、第4次竜王町総合計画を見直し修正すべきだと思っますが、いかがお考えか、お伺ひいたします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま、勝見幸弘議員からのご質問「第4次竜王町総合計画について」のお答えをさせていただきますと思っます。

第4次総合計画は、竜王町の目指すべき将来像を、「田園文化が薫る交竜の郷」とし、「緑と文化の町」を基本理念に、新たな魅力や活力を創出する、本町ならではの誇りを持てる、たくましい地域をつくり上げることを目標として、平成13年度から10年間のまちづくりの目標を掲げたものでございませ。ご承知のように、各施策の実現に向けては、特に国・県等の上位計画の関連において、この総合計画での位置づけが大変重要なところとなっております。

さて、本年はこの期間の中間年を迎え、本町といたしましては、今進めている「個性あふれるたくましいまちづくり」を実現するために、総合計画後期期間の実施計画の見直しを行っているところでございます。現時点での本町を取り巻く社会情勢や住民意向を十分把握し、国や県の上位計画とともに、これまで竜王町で進めてきております関連計画との整合性や現況分析などを踏まえつつ、具体的に構想を実現していくための計画づくりを行っております。

この中で、先の地域懇談会をはじめ数多い機会を設ける中で、多くの住民の皆様からの意向も踏まえ、地域再生のまちづくりを進める上で、今、重点的に取り組むことをしっかりと盛り込み、反映させていく考えでございます。

ご質問をいただいております点につきましては、特に地域懇談会でも多くの方からご要望をいただいております「生活拠点となる都市核の形成」や、雇用や地域経済を支えていくための「竜王インターチェンジを活用した産業立地」、さらには若者の定住に向けて環境づくりといった点につきましては、これからのまちづくりの重要事項として実現可能な手法を踏まえつつ、具体的に本計画に位置づけていく考えで進めているところでございます。

また、これらの具体的施策の実現には、土地利用上の制限が大きなポイントでありまして、総合計画はもとより、併せて、これに連動します国土利用計画や都市計画マスタープラン等への反映をさせていく考えでございます。このことにつきましては、今後、議会の皆様方にもお示しできる整理ができましたら、ご相談をさせていただきたいと考えております。その節にはどうかよろしくお願い申し上げます。

個性あふれるたくましいまちづくりの着実な実現に向けまして、さらに鋭意努力を重ねてまいりますので、今後とも議員皆様の変わらぬご指導とご協力をお願いいたしまして、誠に簡単でございますが、ご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 再質問をさせていただきます。

今のご回答にもありましたように、平成13年に策定されました「田園文化薫る交竜の郷」という概要版と本誌、立派なものできておりますが、なかなか見る機会がなかったわけでございます。同時に発行されております国土利用計画、平成13年3月に第4次の国土利用計画というものが策定されております。

この7ページに、「町の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」というものが示されておまして、その中には、平成10年に例えば農地が1,390haありま

す。平成17年には、参考ですけれど1,366haに減少します。平成22年の目標年次には、1,347haにまで減少します。

森林につきましても、平成10年の基準としましては1,676ha、17年には1,585ha、22年には1,564haというふうに減少しますと。それから、住宅地につきましては、平成10年に191ha、17年には211ha、22年には226ha、工業用地も263ha、287ha、311haというふうに、目標面積、それから竜王町全体の面積は変わらないわけですので、構成比といったものが示されております。今現在の現状と比較しまして、どれぐらいの推移があるのか。この比較をもしできたらお答えいただけたらと思います。

次に、総合計画の12ページに計画人口について載っております。この計画人口につきましてはいろいろな考え方があって、目標については平成22年で1万5,000人というふうな目標を立てておられるわけでございますけれども、「この計画人口については政策的誘導などを前提に、適切な人口値を設定することが重要である。」と表現されております。「政策的誘導」ということができていたのかどうか。現状と比較しましてどうだったのかということを検証していただきたいと思っております。

次に3点目ですけれども、総合計画の1ページに、「実施計画は、毎年向こう3年間を期間とするローリング方式により、根幹的整備事業を明らかにする。」とありますが、このローリング方式による実施計画は毎年策定できたのでしょうか。このことについてもお伺いしたいと思います。

次に、この第4次竜王町総合計画につきましては、ほかの市町村でもほぼ同じ時期に計画が策定されていたように聞いておりました。近隣の蒲生町・永源寺町・五個荘町・能登川町は合併をされましたけれど、この第4次総合計画をどのように総括されたのか。その辺のところも、もし情報をお持ちでしたらお聞かせいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 小西政策推進課長。

**○政策推進課長（小西久次）** ただいま勝見議員さんから再質問をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目の国土利用計画の7ページでございますけれども、国土利用計画の規模と現状はどうかということでございます。竜王町の場合、ここにも書かれておりますように、竜王町の場合は農用地に合わせて、また町の土地利用面積につきましては、農業的土地利用が町の約3分の2を占めているという状況でござ

ざいます。また、その32%ぐらいの比率を占める農用地につきましては、その90%以上が水田となっているというふうな状況でございます。これが竜王町の特徴であると考えております。特に水田におきましては、日野川とその支流を中心といたしました沖積平野に広く肥沃な水田が広がっているということでございます。

ご質問の区分的な規模の現状ということでございます。現状で言いますと、やはりこの時代の流れと言いますか、この表にございます農用地等の面積につきましては、若干、農地転用等が進みました関係で少なくなっているという状況も出てきております。また、森林におきましてはほとんど変わりが無いという状況でございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、時代の背景の中で宅地化の増加等によりまして、農地はやはり若干減少しているという状況でございます。

特にこのことにつきましては、やはり今後におきます調査等で、この国土利用計画につきましても、先ほど述べましたように、議員の皆様方とともに相談しながら、やはりこれを検証していかなければならないと考えております。

また、12ページに書いております計画人口について、どういうふうな政策誘導ができたのかということでございますけれども、基本的に、冒頭申し上げましたけれども、特にまちづくりの中での計画の中では、特に人口1万5,000人というふうな考えておるわけでございますけれども、最近の状況からいきますと、平成7年から、この策定いたしました人口につきましては若干伸びておりました。しかしながら、政策的に今現在、誘導政策ということも踏まえまして、やはり住民の皆さん、また若者が育つまちをつくるということで考えております。今現在、政策的にやってきたのかということでございますけれども、民間開発の誘導、特に小規模団地等につきましては、町内に分布しております。そういうような部分での人口増というのも政策的にもやってきたという経過がございます。

しかしながら、具体的に例えば住宅地をつくっていくというふうな政策的にはこの部分にも明記しておりませんので、その部分については具体的には明記されていないという状況でございます。

また、実施計画の1ページに掲げておりますローリング方式、全体計画の中にございます基本構想・基本計画・実施計画ということでございます。特にかなり時代の背景、今現在も景気低迷、雇用の情勢の悪化等、この時代からやはり進んでいる関係もございまして、基本的には3年という部分がございまして、

やはり時代背景によりまして、1年1年での計画というふうに現在のところやっております、今現在その見直し等も事務的に進めているという状況でございます。

それから、近隣の合併した蒲生町とか他町の第4次総合計画はどういうふうに聞いているかということでございます。基本的には、具体的にはその総括をされたということは聞いておりません。しかしながら、新しく合併されたところにつきましては、新市の総合計画の中に盛り込みというふうなことも、もともとあったまちの計画については新市の総合計画に盛り込むということも検討しているということをお聞きしております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 国土利用計画につきましても、当然、見直しをしていただくと、現状と合っていないのではないかというふうな、具体的な数値の比較はしていただけないけれども、平成12年当時考えていたことの方ではどうも進んでいないのではないかというふうなことが考えられますので、数値的な目標につきましても見直しをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、目標人口に対しての政策的な誘導ですけれども、確かに民間頼りで終わっているのかもわかりません。今、新しく町長が申されております「若者が住みたくなるまちづくり」そのものが、いわゆる誘導策ではないかなと思うわけです。特に新興団地につきましては、新しい住民さんが増えるということの期待はできるかも知れませんが、従来各地域におきましては、もう過疎が進んでいるのが現状であります。この間、地域づくり懇談会で高齢化率を発表していただきましたが、非常に超高齢化になっている集落がたくさんあります。

そういった状況の中で、若者が定住できるように、外へ出ていかないような施策も、これは本当に人口目標に対しての政策的な誘導であろうというふうなことも考えます。

新しい宅地をつくるということも必要かも知れませんが、そのことについてもう一度真剣に、具体的な政策を表していただきたいと思うわけでございます。

なお、ローリング方式の3年間の実施計画でございますけれども、当然、状況が変わりまして1年ごとの計画は立てているのだというご回答でございましたけれども、1年ごとの計画というのは、1年ごとの予算で単年度ごとに今現在やっている現状そのものでありますけれども、これは10年間の計画に基づいて短期の5年の計画を考え、3年の実施計画を組んでいこうというふうな考え方に基づ

いているわけですので、1年ごとのその年その年に出てきた課題なりに対応するための計画では、10年と結びつかないというふうなことが考えられると思います。

やはり、せっかく立てる計画ですので、この計画は県や国との上位計画との関連があるというお答えもありましたけれども、県や国へ出す計画ではないのです。これは町が持つ計画であり、住民さんが見るべき計画なわけですので、そのことが当然実現できるように、3年間のローリング方式であるというのであれば、その計画をきっちり見直していくという作業が必要であったのではなかろうかと、このように考えるわけでございます。

近隣のまちの総合計画についても、同じことが言えると思います。つまり、自分たちで立てた計画が自分たちのものになっていないというふうなことが、結果的に言えるのではないかと思うわけです。私たちがこれから先どういう進路に進むことになったとしても、やはり私たちのまちのこの地域の計画というのはしっかりとしたものにしていきたい、このように考えますので、再度のご回答は結構でございますので、総合計画の見直しをしっかりとやっていただきたいとお願いいたしまして、この件の質問を終わりたいと思います。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで午前10時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 10時28分

再開 10時45分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 2問目の質問をさせていただきます。

行政執行方針について。平成18年第1回定例会の開会の本会議において、山口町長より18年度の行政執行方針が発表されました。昨年度は、「市町村合併等を視野に入れた……」という言葉が入っていましたが、今年度は使用されておられません。その代わりに、「住民の意向・意見等を十分に把握して対応してまいりたい……」や「地域懇談会の意向の把握と推進」との表現が入っております。

そこでお尋ねいたします。合併問題についての地域懇談会の意向とは、どのような結論であったとお考えなのでしょうか。そして、その意向を受けて「推進」するのは、「何をどのように推進」されようとしているのでしょうか。地域懇談会は、情報共有と協働のまちづくりの第一歩として取り組まれたものの、地域に

よってその成果にばらつきがあったのではと危惧する面も感じられました。今後  
も続けることにより、住民との距離がなくなり、本当の意味で情報共有ができ、  
意見交換ができる関係が構築できればと願っております。

さらに、「竜王町自律推進計画の推進」という言葉がありました。昨年も同じ  
言葉がありましたが、私たちはまだこの計画がはっきりと策定されたとの認識は  
持っていません。つまり、計画の後ろについている（案）が取れていない状態の  
ままで、計画の推進というのはおかしいのではと思うのですが、このことについ  
ていかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（中島正己） 続いて、2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 勝見議員と質問が重複いたしますが、よろしく願い申し上げ  
たいと思います。新たな市町村合併について伺います。

地方分権が進む中、市町村合併の推進については、広域化・分権化・財政悪化  
等の要因によりまして、平成の大合併が進められております。全国3,232市町村  
が平成18年3月末で1,822の市町村に、県下でも13市13町となり、地方自治  
体は大きく変化してまいりました。

しかし、我がまち竜王町は、行財政改革、自律推進計画等の方針に基づき、『個  
性あふれるたくましいまちづくり』、『地域再生のまちづくり』に向けて、まち  
づくり懇談会等において協議・検討されてまいりました。

一方、合併については、「当分は合併に頼らず（単独）」「合併等を視野に…  
…」「周辺市町の動向を十分に見極めながら」「合併新法のもと、市町村合併の  
さらに大きな変化を視野に入れながら」と、考えが変わってきてまいりました。

平成18年度山口町長の行政執行方針では、「合併問題については地域懇談会  
の意向（住民の意向・意見を十分に把握）の把握と推進」に取り組む方針とのこ  
とですが、合併新法の取り組みおよび合併の推進方法・対応について、そのお考  
えをお尋ねいたしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 勝見議員さんの「行政執行方針について」のご質問にお答え  
いたします。

昨年12月から1月にかけて、地域再生のまちづくり懇談会として全集落を回  
りましたが、さまざまな意見をいただきました。一例をあげますと、行財政改革  
については、計画目標に終わらず、検証・改善・実行が大事であること、また、  
若者定住を促進するための土地規制の緩和をしてほしいこと、たくましいまちづ

くりを進めていく上で、積極的な企業誘致を進めてほしいこと、また、インター周辺を含めたエリアの魅力ある活用を望む声や、総合庁舎周辺での生活拠点の形成の声も多くあったこと、町職員をはじめ自治会や住民の意識改革が必要であることなど、町政を推進していく上で参考になる意見が多くありました。大変有意義な機会であったと思っております。

まだまだ課題は多くありますが、私といたしましては、これからのまちづくりに欠かせない財政改革、行政改革、意識改革の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、合併問題についての地域懇談会の意向はどのような結論であったのかとのご質問でございますが、各集落において、合併する・しないのどちらの意見もあり、結論までにはまだまだ至っていないと感じております。

また、多くの集落において、合併のことについて考える上で、周辺市町の合併の状況や合併のメリット・デメリット等の詳しい情報が必要であることのご指摘もありました。議員のご意見と同様、本当の意味での情報共有ができるよう、町としましても広報やインターネットを活用した情報提供を充実させるとともに、具体的な方向性を決めるべき時が来れば、意見交換の場である地域懇談会を開催する必要もあろうかと考えております。

また、その時には議会をはじめまちづくり懇談会などの第三者的な機関においても、これからのまちづくりの方向性について検討をしていただきたいと考えてもおります。

次に、「竜王町自律推進計画」についてのご質問でございますが、議員のご指摘のとおり、この計画はまだ案の段階であります。計画の内容につきましては、昨年7月に竜王町行財政改革推進委員会からの答申もあったところではありますが、町民の皆さんにもご理解いただくとともに、また広くご意見もいただく必要があるかと考えているため、昨年12月から1月末にかけて回った各集落の地域懇談会において、意見交換をしたところであります。

今後、意見を集約する中で計画を策定していく予定ですが、収支不均衡への対応や財政改革、行政改革、意識改革等の計画の方向性は、行財政改革推進委員会からの答申とも同じでありますので、収入役の兼掌をはじめ職員定数の削減など、今からできることについてはすぐにでも取り組まなければならないと考え、取り組んでもいるところでもございます。

以上、行政執行方針について、勝見議員さんへの回答とさせていただきます。

続きまして、川嶋議員さんの「新たな市町村合併について」のご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、県下市町もこの3月末で13市13町になり、本町を取り巻く社会的状況もずいぶんと変わってまいりました。合併新法は、平成17年4月1日から22年3月31日までの5年間の時限立法として制定されましたが、旧法との大きな違いは、県が「市町村の合併の推進に関する構想」を策定するために、「市町村合併推進審議会」を設置することと、その構想に基づき、知事が合併協議会にかかる斡旋や調停、協議会の設置の勧告を行うことができるようになったことかと思えます。

現在、県においては、平成18年度中に構想の策定・公表に向け、昨年12月27日に「滋賀県市町村合併推進審議会」を設置され、この3月3日に第2回の審議会を開催されたところと伺っております。

これまでの審議の内容は、県下の市町村の合併に関する情報の共有というところのようですが、今後の予定としましては、審議会において概ね夏ごろに合併の組み合わせ案の検討がなされ、秋頃、関係者からの意見聴取をもとに、10月中旬に審議会答申案の検討がなされ、その後、知事へ答申される予定であります。

なお、この枠組みの決定にあたっては、関係市町の意向を十分踏まえ策定する方針であるとのことであります。

その後、県においてはその答申も踏まえ、「市町村の合併に関する構想」を策定されます。県の意向としましては、合併新法のもとにおいても、関係市町の自主性を尊重しつつ、必要となる情報の提供やそれぞれの地域の実情に応じた助言をするとともに、市町村の合併に向けた取り組みに対しては、引き続き積極的に支援をするとのことであります。

本町におきましては、まずは町民の皆さんへ広報等を通じた情報提供を行っていくとともに、今後のまちづくりにおける課題を整理し、具体的な方向性を決めるべき時が来れば、テーマを絞って地域懇談会等を開催する必要もあろうかと思っております。また、その時には、議会をはじめまちづくり懇談会などの第三者的な機関においても、これからのまちづくりの方向性について検討をしていただきたいと考えてもおります。その節には、議員皆さんの絶大なるご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。以上、新たな市町村合併について、川嶋議員さん、また勝見議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） ご答弁の中にありましたように、昨年7月に竜王町行財政改革推進委員会からの答申があったということでございますし、その中身については、「自律推進計画について」という表題での答申でございました。

この自律推進計画の（案）を取って、はっきりした計画にしていくということについての考えは、広く意見をいただく必要があるということでの懇談会を開催されたというふうにお聞かせいただきました。

それと併せて、3月20日、一昨日ですけれども、議会の地域創生まちづくり特別委員会の場で、竜王町の新たな行政改革大綱（案）と、行政改革集中改革プランが示されました。そして、その日の5時から第1回竜王町行財政改革推進委員会が開催されて、同じくこのプランが示されて、15名の委員さんに意見を求められました。さらに、今回間に合わなかった数値目標を示しまして、年度内にもう一度会議を行うとのこととございまして、議会も30日に全員協議会で説明をしていただくということとございました。

年度に慌しくやっけてしまわなければならない理由があるのでしょうか。新たな計画や政策は、もっと時間をかけて住民の意見を聞くことも必要なのではないのでしょうか。計画だけが上滑りしているような気がしてならないのですが、この点でご説明をいただければありがたいです。

住民の意見を聞く手法に、パブリックコメント制度というのがあります。パブリックコメント制度とは、まちが政策決定をする前に作成した政策の案などを、住民の皆さんにあらかじめ公表して、案に対する市民の皆さんからの意見や情報を求めてから、最終的な決定をするという一連の手続きを制度化したものだそうです。

米原では、要綱を決めてその制度を取り入れておられますし、ホームページを開きますと一番に目に飛び込んでくるのが、「パブリックコメント」というものが画面が変わって出てまいります。そこをもう、開けると見ざるを得ないというふうな状況に置かれておまして、住民の皆さん方がすぐに政策決定の住民さんへの意見を聞く場面が簡単にわかるような制度を取り入れられております。こういったことの検討も考えていかれてはどうでしょうか。

また、住民との協働のまちづくりを進めるひとつの手法としては、自治基本条例というものがございます。私たちが勉強させていただきましたニセコの町もそうですし、米原市もこの条例をつくるために今、検討されておられるというふうなことを聞いております。

これからのまちづくりの基本理念であり、いわゆる地方行政の最高規範、憲法でもあると言われるこの基本条例の制定というものについても、考えていく必要があるのではないかと思うわけですが、そういったことに対する執行部のご所見をお伺いいたします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま勝見議員さんのご質問の再問について、お答えさせていただきたいと思えます。

まず第1点目でございます。過日開催いたしました行財政改革推進委員会ならびに議会でのご説明ということでございますけれども、このことにつきましては、平成17年3月に国の方から「新たな計画的な行財政計画の推進と説明責任の確保」ということで、国の方から行財政改革の見直しと集中改革プランの公表というものを、平成17年度を起点といたしまして、平成21年度までに具体的な取り組みと、そのことにつきまして17年度中に公表せよという一つの指示がございます。それに基づきまして、竜王町におきましては、議員ご高承のように、地域再生まちづくりに向かってということで一昨年より取り組んでまいりまして、3カ年の具体的な計画を策定いたしまして、それで議員のお言葉にございましたように、平成17年7月19日に竜王町の行財政改革推進委員会を開催いたしまして、その中で、行財政改革ならびに自律推進計画について答申をいただいていたところでございます。

このことにつきまして、その答申以降、町といたしましては具体的な施策ならびに、過日行いました地域懇談会において住民の皆さま方にご意見等を伺ってきたところでございます。

基本的に、行政改革大綱の見直し、このことにつきましては、従前ございましたことにつきまして、やはりこれを今年度におきまして見直すということで、いわゆるプラン・ドゥ・シー、計画から実施、検証・見直しというサイクルにつきまして、新たな点検を行いながら、指針をつくりまして新たな行政改革の策定を見直すということを決めていくところでございます。

また、集中改革プランの公表につきましては、先ほど申しましたように、平成17年度から21年度までの具体的な取り組みということでございます。このことにつきましても、先ほど申しましたように、地域再生のまちづくりに向かってという中で、住民の皆さまにやはり、議会の皆さんを通じましてご説明をさせていただきました。このことにつきまして、具体的に公表をしていくものがござい

ます。

また、じっくり検討しないと上滑りではないかというお話でございますけれども、このことにつきましては、過日も行いました、今年度新たに前回いただきました行財政改革推進委員会をまた新たに設置させていただきまして、この問題につきましても今後、計画につきましても検証等ご論議いただく中、またその意見を伺う中で、今後も進めていきたいと。今後2年間ということで過日もお願いしたわけでございますけれども、その部分で検討もさせていただき、また進めさせていただきたいと考えております。

それから、パブリックコメント制度の導入をしてみてもどうかというご意見でございます。議員ご高承のとおり、このパブリックコメントにつきましては、住民の多様な価値観等、反映する機会を確保しながら、政策形成をやはり透明化を図りながらやるというふうな目的のもとに、広く住民さんに対しましてその媒介を通じまして、政策のあり方とか政策に対する意見を受けるというふうな基本的な部分がございます。

この部分につきましては、町といたしましては、確かにおっしゃるように、米原市等で取り組まれている状況も把握しております。しかしながら、私どもの町といたしましては、やはり広く住民さんに前回行いました地域懇談会等を開催することによりまして、より多くの機会を持ちながら、皆様のご意見を伺いたく、まだ時期尚早ではないかという考え方をしております。

そういうような意味で、広く住民の皆さんに何回も住民の皆さんの意見をお聞きする場をつくりながら、そのことにつきまして検討していきたいというふうな考え方をしております。

また、自治体条例の基本条例の制定は必要なのではないのかというご質問でございますけれども、このことにつきましては、地方自治法にも一部触れておりますし、その中で、自治基本条例というものが、確かにニセコという北海道のまちで制定されているとお聞きしております。しかしながら、この条例自体、いわゆる安定した行政の町民の参加システムを保障するという風なことと、それから、主権が町民にあるというふうな基本的な考え方、また、具体的な行政の参加の仕組みというものを決めるものであるということも認識しておりますけれども、やはり私どものまちといたしましては、まだ時期尚早ではないかなと。もう少し検討する必要があるのではないかなということで、現在のところ考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 時期尚早であるけれど、検討に値するという回答がいただきました。かつたんですけれど、またよろしくお願いします。

私の手元にありますのは、2005年5月20日調整ということで、「竜王町自律推進計画（案）」という資料でございます。「個性あふれるたくましいまち 竜王町 地域再生のまちづくりに向かって」という資料がございます。この中には非常に多くの項目で町の職員さんがいろいろご検討いただいて、改革の中身についてご検討いただいたことが盛り込まれております。

これの3ページのところに、この間から開催されました地域再生まちづくりの懇談会のこの資料の7ページにあります「計画の全体像」というページと同じものが、ここに載っております。つまり、今までから考えてきた自律推進計画というのは、表題の中身は変わるけれど、これからの行財政改革、集中改革プランなり、また地域再生のまちづくりの中に生かされているのだというふうなことだと理解させていただきたいと思うわけです。

ただ1点、ちょっと気がかりなのは、2005年の5月の資料にも、「地域再生」という表題の下に3つの改革があると。その上に、「自律推進計画（行動目標）」という表現が使われております。地域再生まちづくり地域懇談会に配付されましたこの資料にも、「自律推進計画（行動目標）」という表現が使われております。

何が言いたいかと言いますと、この間いただきました「竜王町行政改革集中改革プラン」の中の同じ表があります3ページ、ここにはこの「自律推進計画」という言葉がなくなって、「行動目標」というのが、（ ）が取れて表にボンと出てきております。これは何を指すのかなというふうなことを考えました。つまり、自律推進計画という「自律」という言葉が、この間も申しましたけれども、非常に刺激的な言葉なんだなというふうなことを感じてなりません。つまり、「自律」という言葉と、自分を律する「自律」という言葉と、「合併を否定しない」とか、「合併も視野に入れて」とか、あるいはさらに進んで「合併を視野に入れて」という言葉と、まるきり相反する矛盾したことを言っていることになるわけです。ですから、国から求められた集中改革プランの中には、なかなかこの言葉を使うということに勇気の要ることだなと。だからこれは削除されたのかなと、こういうふうなことを私は勝手に想像しているわけでございますけれども、そのような認識でいいのかどうか。答えられるかどうかわかりませんが、あえて再々質

問としてしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 勝見議員さんの再々質問でございますが、「自律推進」については、非常に皆さん方も関心を持っていただいておりますのでございます。

この「自律推進」につきましては、申すまでもなく、今日まで竜王町は早くから取り組んでもらってきておるところでございます。自ら考え自ら行うまちづくり、これが発端ではなかろうかと思っております。

そういった中で、順次改革が進んでまいるとつれまして、先ほどもお答えさせていただきましたように、助役の収入役兼掌、また定数削減、補助金の見直し、いろいろな点につきまして改革をしてきたところでもございます。こういったことで、また、その中で「合併も視野に入れて」とかいう言葉が、いろいろ今日まで変わってきておるのではなかろうかというようなご指摘もいただいております。非常に昨今の情勢はめまぐるしく変わっておりまして、合併の問題につきましても、ここ3年の間にがらりと様変わりしてきたというのも実情ではなかろうかと思っております。

そういった中で、「視野に入れて」とか、いろいろなご指摘もございますが、やはり先を見据えて考えていくなれば、そういうことも考えながら推進をしていくべきでなかろうかということで、そういう表現になってきたように自分も考えておるところでございます。

そういったことで、これからの取り組む問題は大変幅広く、また住民の皆さん方からの声も、合併問題につきましても「どちらを向いているのか」というようなご指摘もいただいております。「そのような曖昧なことではどうか」というようなご指摘もあったように聞いております。

そのようなことでございますので、こういうこともしっかりと見定めなければいけないという時期かと思っております。そういったことで、この推進につきましてはしっかりと皆さん方のご意見を承りながら、表明と言うのか、表現をはっきりしなければならぬというように思っておりますが、これもやはり議員さんをはじめそれぞれのまちづくり委員会等でもいろいろお諮りしながら、言葉を改めさせていただきますたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

この行政改革の中で進めていく上においては、いろいろな紆余曲折があろうと思っておりますが、また議員皆さん方のご指導をいただきながら、前向きに考えて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 勝見議員さんから再問をいただきまして、ただいま町長の答弁もございましたように、この集中改革プランのお渡しした資料と、それから自律推進計画の中での以前お渡しさせていただいた資料の中で、「自律推進」が抜けているのではないかというお話でございます。

このことにつきまして、町長が述べられましたように、基本的にはまちづくりについて同じ考え方でございます。やはり、今後まちをつくるにいたしましても、すべての改革をしていかなければならないと。それに基づきまして当然、具体的にこのことにつきましては行動目標としてさせていただきますので、同じ考え方でございます。

それから、全体像ということで、先ほど議員さんの方から、地域再生とその実現のためには3つの改革ということで、その下にあるのではないかというお話でございますけれども、やはり町といたしましては、4本の柱という考え方をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 先ほども町長さんから、時限立法の関係につきましてはご回答いただいたわけでございます。あと4年ということでございます。合併は不可能とのお考えがあるのかどうか。

特に住民の皆さんにつきましては、いろいろ合併問題については迷われておるわけでございます。先ほどもお話がございましたように、県の勧告があるということもあるわけでございますが、勧告がなければ竜王町としては地域再生の自律のまちづくりの推進に力を入れるべきではないかなと思うわけでございます。それを優先した中での考えを示すべきではないかなと思うわけでございます。

合併そのものについても重要な課題かとは思いますが、しかしながら、当分の間は合併問題については凍結するというような考え方もすべきではないかなと思うわけですが、町長のお考えをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 合併問題であります。これは時限立法で平成22年ということでございます。時間も限られております中で、今日まで取り組んでまいりました竜王町の考え方、また県の審議会が立ち上げられまして、こういった中でいろいろこれからの指導もあろうかと思っておりますが、しっかりと見極めていかなければ

ばならない時期に当然なってきたております。

こういった中で、いろいろな問題につきまして、竜王町がこのままでしっかりやっつけていけるのかということは、やはり住民の皆さん方をはじめ、また我々といたしましても、いつも私が申し上げておりますように、「将来を見極めて」ということを申し上げております。私が申すまでもなく、議員の皆さん方も重々このことはご承知かと思えます。

こういったことで、私も回を重ねていただきました懇談会の中のご意見を十分尊重しながら、見極めたいというように思っております。今ここで、「する」、「しない」ということは、はっきりと申し上げられませんが、そういうこれからの方向性につきましては、先行きやはり「凍結」という言葉は使いません。やはりこれからはしっかりと新しい時代に向かって取り組んでまいりたいと思っておりますので、私といたしましては、「現時点で合併するのか」、「しないのか」というはっきりした表現にはならないかと思えますけれども、先行きはしっかりと考えていく時期に来ているのではなかろうかと思っております。お答えになってないかわかりませんが、私の現在の心境を申し上げておきたいと思えます。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。3番、勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 3問目の質問をさせていただきます。介護予防について。

すこやかサロンが竜王町内4箇所の介護予防拠点施設（ふれあいプラザ）で行われてきましたが、4月からなくなるとお聞きしました。「各自治会で取り組まなければならない。役員さんは大変だ」との声も聞こえてきました。4月から改正になる介護保険の内容と合わせて、わかりやすく説明をお願いいたします。

送迎の問題や、新予防給付、地域包括支援センター等も含めて、竜王町で行われる介護予防の取り組みはどのようなものか、各自治会の集会所も含めて、どこでおこなわれるのか、お答えをいただきたいと思えます。

自治会での取り組みについては、役員さんの大変なご苦勞のもとで積極的に行われておりますが、ともすれば受身になりがちな参加者に対する接し方やノウハウは、専門性を要求されるようにも思えます。地域の役割としてどこまで関わる必要があるのか、専門的なノウハウが必要であるならば、その養成についてはどのように取り組みされるのか、併せてお伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 布施健康推進課長。

**○健康推進課長（布施九蔵）** 勝見議員さんのご質問にお答えいたします。

我が国は、人口の急速な高齢化の中で、2015年には第1次ベビーブーム世代が65歳以上に到達し、その後10年あとには高齢者人口がピークに達すると予測されており、2015年は本格的な超高齢社会の入り口となります。

また現在、認知症高齢者が約150万人と見込まれていますが、今後急速に増加し、2015年には250万人になると推測されており、高齢者介護が大きな問題となっています。

本町においても高齢者人口は約2,300人で、高齢化率は17.8%ですが、団塊の世代が今後高齢期に入られますと、現状における推計では、2015年に高齢者人口は約2,800人、高齢化率は23%程度、4人に1人が高齢者となります。

平成15年に厚生労働省が発表した「2015年の高齢者介護」では、これからの高齢社会においては、「高齢者が尊厳をもって暮らすこと」を確保することが最も重要であり、高齢者がたとえ介護を必要とする状態になっても、そのひとらしい生活を自分の意思で送ることを可能とすること、すなわち「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指すことが示されたところです。

今回、国が進める介護保険制度改革の1つに、「予防重視型システムへの転換」が掲げられ、介護予防が実効性のあるものとするため、新予防給付や地域支援事業が創設されました。介護予防とは、どのような状態にあるものであっても、生活機能の維持・向上を積極的に図り、要支援・要介護状態の予防およびその重症化の予防・軽減により、高齢者本人の自己実現の達成を支援することです。介護予防の対象は、必ずしも「生活機能の低下のない者」のみでなく、生活機能の低下が疑われる者（特定高齢者）、また、要支援・要介護状態にある者に対しても、その時点での生活機能の維持・向上を図ることが重要であり、単に心身の機能的な向上のみが目的でなく、高齢者本人にとっての目標を自己実現できるように支援することであり、高齢者の生活機能の低下が軽度である早い時期から、早期発見・早期対応を効果的に行うことが重要であると言われています。

本町においては、平成12年度の介護保険制度スタート後、この制度の定着とともに、現在、約330人の方が要支援・要介護認定を受けておられます。一方、高齢者の方々ができるだけ要介護状態とならないよう、社会参加や仲間づくりを目的に、介護予防事業の取り組みとして国の介護予防・地域支えあい補助事業の中で、平成12年度より「すこやかサロン」を町内4ヶ所のふれあいプラザを拠点に実施してまいりました。

しかしながら、今回の国における介護保険制度見直しの中で、平成18年度よ

り介護予防事業にかかる事業内容を見直しせざるを得なくなり、「すこやかサロン」を一旦終了し、平成18年度の新たな介護予防事業として、町内各地区を単位とした「おたっしや教室」を計画しているところです。

この「おたっしや教室」は、4月以降、各地区単位で3ヶ月間、週1回、延べ10回程度、高齢者の介護予防と仲間づくりを目的に、特に過去1年間で転んだ経験のある方、転ぶことを怖く感じる方、足腰の衰えの不安を感じておられる方、その他参加を希望される方など、要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者を対象に、地区の公民館を会場に転ばないための簡単な筋力体操やストレッチを行い、高齢者の方々自らが運動の仕組みとその効果を理解し、健康な身体づくりのための方法を学び、実践いただくことと併せて、参加者の交流を深めていただき、地域づくり事業としての意味合いを主眼に置きながら、町が委託を予定している社会福祉協議会、万葉の里、NPO法人いっぶくの指導に当たる職員が、地区の公民館にお伺いし、指導に当たるものです。

この教室の開催にあたっては、地区の公民館を会場に行うことから、地区においては公民館の開け閉めや冷暖房の管理など、協力員さんをお願いしたいと思っておりますが、この教室は、一時的な事業のために行うものでなく、この教室を通じて地区の高齢者の方々がつどいの場となる礎となり、発展的に地域における仲間づくり「おたっしやクラブ」等の自主活動へと発展いただくよう願っており、お世話いただく協力員さんは、地域のボランティアの方、また参加者の中で兼ねていただくなり、お手伝いをお願いしたいと考えています。

既に地区においては、小地域福祉ネットワーク活動の中で高齢者サロンを開催されているところではありますが、この教室がさらに地区の高齢者のつどいの場として生かしていただくとともに、サロンの開催がない地区においては、きっかけづくりとして活動いただければと思っています。

なお、この教室は短期間で一巡するため、自主活動への移行状況を見ながら、この教室のフォローを考えています。介護予防のサロンづくりの支援として、サポーター養成を行い、指導員あるいはサポーターが地区に出向き、地区の自主的な活動を支援してまいりたいと考えています。

また、この教室を通じて、生活機能の低下が疑われる方、要支援・要介護状態にある方が見受けられた場合、また、日頃から閉じこもりがちな方には、この4月から保健センターに併設します地域包括支援センターが相談窓口となり、その方の状態等に見合ったケアプランを作成するほか、先に述べました地域支援事業

における介護予防教室での個別指導や、状況に応じて新予防給付における介護予防サービスの活用を勧め、その方が置かれている状態の悪化を招かないように、適切な指導援助に努めてまいりたいと考えています。

誰でもがいつまでも健康で、住み慣れた地域社会で安心して暮らすことができる長寿社会の実現に向けて、町民皆さまのご理解とご協力を得ながら取り組みを進めてまいりたいと思っていますので、議員におかれましてもご支援を賜りますようお願い申し上げます、回答といたします。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 再問をさせていただきます。

本当に丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございます。なかなか言葉だけでは、専門用語もありまして理解しづらい部分があるのですけれども、この間、実は議会の方に「いきいき竜王長寿プラン 竜王町高齢者保健福祉計画平成18年度～平成21年度版」をご提示いただきました。これのダイジェスト版の一番最後のページ、裏面33ページに「すこやかサロンはどうなるの？」という資料が載っておりました。これを見てようやく、「ああ、こういうことなのか」というふうなことが理解できた状態でございます。

この冊子が既にもう印刷に回っているのかどうかわかりませんが、いつ頃配付されるのか。そして、できましたら、この部分のページだけでも、できるだけ早く住民の皆さん方にご説明資料として提示できるようなことができないものなのでしょうか。再質問の中でお答えいただけたらと思います。

それから、このダイジェスト版の中の13ページに、「運動機能低下予防サポーター養成事業」というものがございます。先ほどもご回答いただきましたけれども、こういう方々が当然必要になってきます。参加者がお客様にもう収まってしまわれている現状の中から、特に集落の中ではそのメンバーの中なりボランティアの方に実質的に世話される方、答弁の中では「協力員さん」という言葉を使っておられましたけれども、そういった方々が各集落にいていただくのは当然必要なことなんですけれども、それ以降、自主活動として「おたっしゃ教室」が取り組まれるためには、やはりインストラクター的な、先生のような存在の方が必要だろうと思われまいます。これが多分ここにあります運動機能低下予防サポーター養成事業で養成していこうということなのだろうと思いますが、これはどれぐらいの人数の方を養成されようとしているのか。その辺のところも併せてお答えいただけたらありがたいと思います。

本来ですと、そういう方々も集落に数人はいらっしゃるというふうな状況が望ましいことだと思いますけれども、なかなかすぐには実現しないと思いますけれども、当面の目標と将来展望を併せてお聞かせいただけたらありがたいです。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 布施健康推進課長。

○健康推進課長（布施九蔵） ただいま再度の質問をいただきました。

「すこやかサロンはどうなるの？」ということについて、住民さんへの広報的なことをございますけれども、1点目には、過日も老人会を通じましてこのような状況についてご説明をさせていただきました。また、近く地域での取り組みについて、区長さん、あるいはまた民生委員さん、健康推進員さん等の関係者の方々にも十分説明をさせていただきました、周知をさせていただきたいと思っておりますし、なお、ダイジェスト版については、今現在印刷中というふうな状況でございますので、4月に入って以降、お届けできるだろうというふうに考えております。今しばらくひとつお待ちいただきたいと思います。

さらに、サポーター養成の件でございます。実は、当初の我々の考え方の中では、議員がおっしゃっていただきますように、専門的なそういうことをひとつ学んでいただく、そういうふうな気持ちを持っていただく方々を、町内の中で募りながら養成をしたいなというふうな考えも持っております。

ただ一方、地域ではやはり身近な方々がそういう教室に参加いただき、これがさらに引き続いてというふうになりますと、当然、地域の方々にもそういう時間を得られる方、お気持ちをいただく方等についてもお声掛けをいただきながら、できるだけ多くの方々に協力をいただきたいと思います。

ただ、専門分野にかかるというよりも、むしろ日常生活の中で簡単な体操的なものを取り組んで、どういったことで予防の1つが防げるのかなというふうなものを取得いただくということでございますので、内容そのものについてはあまり難しいものではないのですけれども、やはり全体を見ながら進めていけるような、そういう場の持ち方を考えていただけるような、そういう意味での養成も考えていかなければいけないなと思っております。

ということで、できれば町内あるいはまた地域の方々にもお声掛けをいただき、ご参加いただき、協力をいただけたらありがたいなと思っております。

さらに、この自主活動を引き続きいただくということの、今も申し上げましたインストラクターというふうなもの、指導員さんを交えての養成としております

ので、何人ぐらいというのは、できれば地域に何名かいただくと非常にありがたいのですけれども、町としてはサポーターを派遣できるような形の人員確保をしていきたいと思っております。

なお、協力員さんイコールが、場合によってこのサポーターさんというふうに受け止めていただくということではなしに、協力員さんはあくまでも会場の開閉、あるいはまた参加者皆さんの少しのお手伝いをいただくというふうな意味合いでございますので、どちらかと言いますと、参加者の中から元気な方がひとつ、当番でも結構ですし、また気のある方が引き受けていただくことも結構ですし、また広くは福祉委員会の関係者の人がボランティアとして協力いただくこともあろうかと思っておりますので、そういうふうな意味合いでの協力員さんというふうに考えております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 「いろいろな場面でご説明をしている」というふうなご回答でしたけれども、自治会の役員さんは、ほぼ毎年替わられます。福祉委員さんも2年任期がありますけれども、交替の時期もまちまちでございます。新しい役員さんに、どうか十分な理解をしていただけるように、ご説明の機会を持っていただくをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中島正己） 次に、2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 2点目の質問をさせていただきます。滋賀県版経済振興特別区域「竜王町区域」の計画構想について伺います。

平成15年度から県が独自に認定している県版経済振興特区について、これまで草津市・長浜市・米原市・高島市が認定されています。今回、竜王町も竜王インターチェンジを核として竜王町全区域を経済振興特別区域と定め、現在、認定に向けて業務を進めておられますが、計画の構想と概要、申請および認定の時期と見通しにつきまして、お尋ねいたしたいと思います。さらに今後のスケジュールについても伺いいたします。

また、この業務の委託業者および委託費・委託期間についても伺いいたしたいと思います。以上よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま川嶋議員さんからのご質問、「滋賀県経済版特区」の計画構想についてのお答えをさせていただきます。

議員ご高承のとおり、滋賀県では新しい時代にふさわしい産業構造への転換が求められる中で、地域固有の資源や特性を生かした産業振興計画を募り、優れたものを特区と認定し、区域と期間を限定して集中的に支援しようとする県レベルでは全国初の試みとして、平成16年度から18年度までの間、制度化され取り組んでおられます。

昨年まで、産学連携で環境やベンチャー企業の創出を進める大津市・草津市の「びわ湖南部エリア新産業創出特区」、バイオ関連企業の集積と雇用を創出する長浜市の「長浜バイオ・ライフサイエンス特区」、複数の企業や団体が物流拠点を一元化し、コスト縮減や環境負荷を減らす米原市の「滋賀統合物流センター特区」が認定され、本年に入りまして高島市の「びわ湖里山観光振興特区」が4月認定される予定であります。

竜王町におきましても、1日約2万台の利用がある名神竜王インターを抱え、近畿・中部圏域の中間点に位置することから、この周辺を中心としたまちづくりは不可欠と考えております。また、長年にわたる民間リゾート開発計画の白紙により、町のこれからのまちづくりの計画の見直しも余儀なくされております。

このことから、町の基幹産業である農業の活性化、商業施設等の誘致、竜王インターを核とする物流機能の強化、企業の事業拡張による支援等を通じて、産業活力を高め、地域経済の活性化を図り、住民の健康と雇用の確保を図りたいと考えております。

計画の概要としては、竜王インターを中核とする竜王町全域を、「健康医療関連」「農業・食品関連」「商工業関連」とする「農と健康新田園特区」を考えております。構想の段階ではありましたが、急遽、2月21日に県で開催されたプレゼンテーションに参加してきたところでございます。今後の県の予定としては、平成18年5月に申請、6月頃に認定審査・評価委員会が開催されると聞いております。

この特区認定を受けるべく、事業コンセプトを具体化し、県版特区の申請に向けて、現在、要件の整理・準備等を進めております。このために、現在、アディレクト株式会社ならびに全国で物流の社団法人日本ロジスティクスシステム協会に、合計668万8,500円で平成17年11月16日から3月までの間で委託し、作業を進めております。以上、川嶋議員さんへのお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 再質問をさせていただきます。18年度の予算の中にも1,600

万円の業務委託費が見込まれているわけですが、今日までのこれに伴いますところの業務費用はどのくらい使われておるのか。さらに、今後この業務費用についてどれくらい使われるのかどうか。その点もわかればお示しをいただきたいと思います。

それから、認定の見通しでございますけれども、認定されるかされないかわからないということでございますけれども、認定された後の事業の整備の実施計画、さらにその業務費用、それについての考え、さらに実施されることに伴いまして町としての事業負担、これは先行投資も含めてでございますけれども、どのような形になるのか、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。以上、よろしくお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（中島正己）** 小西政策推進課長。

**○政策推進課長（小西久次）** 川嶋議員さんから再問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず第1点目、現在業務委託いたしておりますけれども、新年度予算におきます予算についてでございますけれども、あくまでもこれにつきましては、先ほど申しました経済版特区につきまして具現化するために、現在、申請要件の整理をしております、これが実施に向けまして具体的に行うという方法で計画を進めております。その予算でございます。

それから、認定の見通しはどうかということでございますけれども、先ほど申しましたように、滋賀県で5月～6月頃に認定申請をさせていただきますということで、今現在、前回申しました2月に申請いたしました構想の段階で行っておりますので、それを具体化にしつつ、その認定をいただくべく努力をさせていただきますと考えております。

今後の事業等の実施の費用等でございますけれども、今現在、煮詰めておりまして、18年度には具体化してくるのではないかなという考え方をしております。今現在は認定に向けてやっておる最中でございます。事業負担につきましても、今後明らかにさせていただきますと考えをいたしております。現在のところ、まだ具現化しておりません。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 明確にはできないということでございますけれども、ある程度の負担はしなければならないと考えておられるのかどうか。その点について再度お尋ねいたしたいと思います。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいまの川嶋議員さんからの再問にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、基本的には民間で行っていただくというふうな考え方をしております。しかしながら、その計画づけにつきましては、ある一定、町としてまちづくりの中で行いますので、費用負担等については考えていかななくてはならないというふうな考え方をしております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 3点目の質問をさせていただきます。JR篠原駅々舎改築と周辺整備について、お伺いしたいと思います。

昨年6月以降、篠原駅々舎改築について、JRが前向きの姿勢で進めるとのことでございます。地元近江八幡市・野洲市および竜王町では、駅周辺整備に重点を置き、南口整備・駅舎改築を含めた内容で検討されてきたところでございます。

その後の経過、基本計画、測量、さらに基本計画の作成時期、周辺整備を含めた概算事業費、さらに改築等の今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。また、JR・県および2市1町の負担はどのような考えになっておるのか、お伺いしたいと思います。

さらに、鏡・松陽台から国道477号への接続道路の計画についての考えも伺いたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 川嶋議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

議員もご高承のとおり、JR篠原駅舎改築・駅周辺整備につきましては、近江八幡市・野洲市・竜王町の2市1町で構成いたします「篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会」におきまして、JRや県に対する要望活動をはじめとして、計画の早期実現に向けて積極的に取り組んでいるところでございます。

JR篠原駅の改築につきましては、本年に入り、去る3月7日に滋賀県知事、また3月9日にはJR京都支社に対しまして、早期工事着手に向けた推進協議会としての要望活動を行ってきました。JRといたしましては、今日までの取り組みに対しまして理解を示していただくとともに、早期に具体的な協議に入りたいとのことで、大変前向きである印象を受けました。今後は、具体的な協議が行える環境づくりに向けた準備等が必要になってきたと感じております。

ご質問の基本計画・事業費・スケジュール等につきましては、今後、JRおよび滋賀県とも調整しながら、さらに負担金等につきましては2市1町での推進協議会で協議を進めてまいりたいと考えております。

さらに、接続道路計画のご質問であります。市町界をまたがることから、これにつきましても協議会で協議していきたいと考えております。以上、川嶋議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 接続道路について、再度お尋ねしたいと思うのですけれども、この道路につきましては、地元それぞれの皆さん、また鏡の方からもいろいろお話を聞いていただいておりますかと思うのですけれども、他の事業との絡みもあるわけでございますので、早急に近江八幡市と協議していただく中で、ルート決定をして進めるべきではないかなと思うわけでございますが、再度お考えをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） ただいま川嶋議員さんの再問でございます。取付道路接道計画につきまして、早くルート決定なり、協議せよということでございます。

このことにつきましては、先ほど申しましたように、近隣協議会との具体的な調整等がございます。また、町の総合計画等につきましても具体的に明記しながら、また協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） この際申し上げます。ここで午後1時30分まで、暫時休憩いたします。なお、議員各位につきましては、午後1時より全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日、竹山兵司議員から欠席届が出されておりますことに伴い、会議規則第61条第4項に基づき、質問の通告した者が欠席したとき、通告は、その効力を失うとなっており、竹山兵司議員の一般質問はありません。

次に、2番、川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 4問目の質問をさせていただきます。先に通告させていただきました質問事項について、訂正をさせていただきます。3月号の『広報りゅう

おう』のお知らせ版に、私の質問については「県道近江八幡竜王線」ということ  
で出させていただきますが、この広報のお知らせ版で言いますと、「主要  
地方道近江八幡竜王線」ということであっておりますので、質問事項につま  
ましては「主要地方道近江八幡竜王線新安吉橋の完成について」ということ  
で質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

一級河川日野川に架かる主要地方道近江八幡竜王線の安吉橋の新設橋は、平成  
13年度より調査・測量設計等を行い、一昨年から全体事業費約7億5,000万円  
で工事を進めていただき、橋梁（約5億3,000万円）については、近く完成して  
いただけるとのことですが、年度内に供用開始をされるのかどうか、お伺いを  
いたしたいと思っております。

また、竜王町側および近江八幡市側の取付道路の完成と、交差する竜王町側の  
町道巡検線改良工事の完成はいつ頃か、お尋ねいたしたいと思っております。

さらに、交差点の県道には横断歩道が設置されると聞いておりますが、県道本  
線はカーブで勾配の最終点であることから、冬期には大変危険と思っております。早急  
に信号機（予告信号機も併設）の設置が必要かと思っておりますが、お考えをお聞き  
いたします。

また、町道巡検線の県道綾戸東川線より一級河川祖父川までの間の北側の歩道  
設置については、数年前から地元の要望がなされているわけですが、その  
後の実施計画はどのようになっているのか、お尋ねいたしたいと思っております。

なお、先ほども申し上げておりましたように、『広報りゅうおう3月号』のお  
知らせ版に掲載されております内容については、省略していただいても結構です  
ので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 松村建設水道課長。

○建設水道課長（松村佐吉） ただいま、川嶋議員さんから、安吉橋などのご質問を  
いただきましたので、お答えをいたします。

まず、日野川をまたぎます安吉橋につきましては、昭和9年に完成いたしました。  
国道8号と1号とを結ぶ重要な幹線道路として地域を支えてまいりました。  
しかしながら、時代の経過とともに車両も大型化になり、通過交通量も増えて  
まいり、また、自転車通行につきましても非常に危険が伴っておりますこと  
から、安全で円滑な交通機能の確保を図るために、滋賀県によりまして平成14  
年度より道路橋梁整備にとりかかっていたいただいております。平成18年度  
の完成を目指して工事を進めていただいております。

まず、第1点目の「安吉橋の渡り初めについて」でございますが、現時点での工事の進捗状況からは、今年度、特にまた雪も多かったことなどから、年度内の渡り初めはできない状況でございますが、4月にずれ込むと伺っております。

第2点目の「橋梁への取付道路の完成予定と、接続いたします町道巡検線の完成時期」のご質問でございますが、竜王側の県道と町道巡検線につきましては4月中旬を目途に、また近江八幡市側につきましては18年度中に完成の予定であると伺っております。

第3番目の「信号機の設置について」でございますが、先ほどもお話がございましたように、現時点では公安委員会との協議の結果として、横断歩道の設置を行うと伺っております。しかし、信号機の設置につきましては、改良後の供用開始の様子を見るとされております。町といたしましても、供用開始後の状況を見極め、対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第4点目の「町道巡検線から祖父川までの北側の歩道設置について」でございますが、北側への歩道設置につきましては、ご質問の中にありますとおり平成12年度に地元地権者の方々から歩道設置の要望をいただいております。要望から6年余り経過するわけでございますが、この間、高校生（学生）などの数も減少しており、その必要性について今一度再考を余儀なくされているところでございます。

しかしながら、隣接いたします農地への作業に係る危険性を考えますと、その必要性につきまして十分な検討が今一度必要であるのではないかと考えておりますが、またほかにも同様なところがあることや、本町の財政状況等から、現在では具体的な計画を樹立するまでには至っておらないというのが今日の状況でございます。以上、誠に簡単ではございますが、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 現在の橋については、解体されるというように聞いておるわけでございますが、竜王側の取付道路の町道でございますけれども、その残地の利用についてはどのように考えておられるのか。県の考え方をお聞きいたしたいと思っております。

それからもう1点は、新橋、さらに取付道路も完成していただきますと、さらに大型車等の交通車両が多くなるというようにも考えられます。現在も大型車が通行しておるわけでございますが、そういうようなことから、竜王側の庄・林・川守の集落におきましては、皆さんもご存じのように大分舗装路面が亀裂をいた

しておるといふことでございますので、さらに振動が多くなるのではないかなど  
いう懸念があるわけでございます。早急に補修をしていただきたいと思いますが、  
お考えをお聞きいたしたいと思ひます。

それから、ただいまも信号の話につきましては、やはり公安委員会等にもきつ  
くお願いをしていただけるように、その点につきましては要望といふことでお願  
いしたいと思ひます。以上、2点についてご回答をいただきたいと思ひます。

**○議長（中島正己）** 松村建設水道課長。

**○建設水道課長（松村佐吉）** 川嶋議員さんの再質問でございますが、まず、解体後  
の旧道の県道でございますが、先般もお話をお伺いにまいりましたところ、基本  
的には、県においては今現在考え方はないといふふうにおっしゃっていただい  
ておりました。

そういった状況の中では、旧道と言ひますとそのまま置いておかれて、草が生  
えたりするやうな状況になるかとも思ひますけれども、その点については県の方  
もご理解をいただいております、そのようなことのないようにしたいといふふ  
うにおっしゃっていただきました。

また、ある種の視点ではいろいろな、町におきましては残地といふことで何か  
使わせてもらえたらなといふやうな話も部分的にはありますもので、そういう点  
にもついてもお話をさせていただきましたら、またいろいろな計画の中で、町で  
もあるのだつたら県としてもそのやうに協力していきたいといふやうなコメン  
トをいただいておりますので、ここでご報告させていただきます。

それからまた、安吉橋の完成に伴ひまして、さらに大型車が多くなるといふや  
うなことも当然予測できますし、そういった状況の中では、議員も仰せのやうに、  
県道も少しずつ、毎年車両も多くなつております関係において傷んでまいつてお  
ります。また、県の方につきましても、その状況を見定め改修の要望をしてまい  
りたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（中島正己）** 川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 旧道につきましては、県はまだ検討の最中といふやうに聞いて  
おりますが、払い下げといふことになってきますと、町が払い下げしていただく  
のか、隣接の竜王ムラタさんが払い下げをしてもらえるのか、その点がわかり  
ませんが、ぜひ早くからその問題についてはやはり県に要請していただきたいと  
思ふわけでございますが、再度お考えをお聞きいたしたいと思ひます。

それから、2点目で質問させていただきました庄・林・川守地先の舗装の関係

でございますが、これはもう十分、担当課の方でも現場を見ていただいておりますかと思っておりますけれども、ただ下水道の関係もございますので、町がするのか、県がするのかということで、なかなか難しい面もあるかと思っておりますけれども、先般も町長さんにもお願いしておったわけですが、今の振動調査と言いますか、そういう調査をしていただくということはできないものかどうか、その点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思っております。以上、よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 松村建設水道課長。

**○建設水道課長（松村佐吉）** 川嶋議員さんの再々質問にお答えいたしたいと思っております。

先ほどの旧県道の用地でございますが、県の方もそのように言っていただいております。また、私どもの方も、今現在は1つの方法というような方法でのお話だけしか承っておりません。今も仰せになったように、1企業の方からの要望があるのか、それも存じ上げておりません。町といたしましても、そのあたりの意見も含めて、また調整させていただきまして、早急に取り組んでいきたいと思っております。

それから、県道の方の下水との関係についてでございますが、たちまち的には、今日までにおきましても、マンホールの部分につきましては修繕をさせてもらっております。今日までの経過からいきますと、やはりマンホールそのものは町の下水に対するマンホールでございますので、町の方で修繕してくれというような方向でもございます。さらに、被害が多く出ていると、音も騒がしいというようなご報告であるならば、その調査もいたしたいと思っておりますが、今日現在は修繕をした中で対応してまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

**○議長（中島正己）** 次に、7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** まず1番目に、介護保険制度について質問をいたします。介護保険制度の充実を求める立場での質問であります。

介護保険法が改悪されて、昨年10月から施設入所者の負担が増え、この4月からは竜王町でも介護保険料の増額改定が提案されているところであります。4月からは、要介護1の人たちについては改めて認定がされて、要支援1と2に認定替えされる。負担が増えるのではないかと心配している人もたくさんおられます。そこで、竜王町としても独自に利用料や保険料の減免制度をつくっていただけないものかとの思いから、質問をするものであります。

まず1つ目に、保険料の減免制度の実施であります。合併して以後、どのようなことになったかについては確認していないのですけれども、京都府の旧美山町では、保険料の第1段階・第2段階の人に対して、保険料相当額の4分の1を補助してきました。東京狛江市では、介護保険料の第2段階（住民税非課税）の人のうち、生活保護基準に対する収入が110分の100未満の人などは、第1段階の人と同額まで保険料を減額しています。旧美山町や狛江市のような制度を竜王町で実施すれば、予算はどれだけ要するのかをお伺いしたいと思います。生活保護水準以下の方の保険料を無料にするなど、低所得者に対する保険料の減免制度を導入するお考えはないかについて、お伺いしたいと思います。

2つ目に、利用料の減免についてお伺いします。東京武蔵野市では、すべての要支援・要介護認定者を対象に、訪問介護と通所介護と通所リハビリのサービス利用者の負担を3%に軽減しています。竜王町でこの3事業のサービス料はいくらなのか。武蔵野市のようにこの3%を実施しようとするれば、必要な予算はどのくらい必要なのかをお伺いします。

3つ目、次は保険料の多段階制について伺います。先ほどの東京武蔵野市のことですが、この市は国に対して逆進性を是正するというために、保険料を10段階とするように求めています。市が試算しているのを見てみますと、保険料を10段階にすると、低所得者の保険料は今の4分の1から3分の1に引き下げることができると試算をしています。私たち日本共産党は、定率性や多段階制など、所得に応じた保険料を自治体独自に設定できるようにする法律改正をするよう国に要求しているところですが、このような考えについてのご所見をお伺いしたいと思います。

4つ目は、限度を超える費用について町で負担するお考えがないかについて、お伺いしたいと思います。長野県泰阜村では、居宅サービスの利用限度額を超えた費用はすべて村が支給し、在宅生活を支えています。竜王町での居宅サービスの利用限度額を超えて利用している対象者がいるかどうか。ある場合は、その超過分を竜王町で負担するといくらの予算が要するのかをお伺いします。

長野県の松本市や豊丘村では、住民税非課税世帯を対象に、居住費の一部とデイサービス・デイケアなど通所系サービスの食費の一部を町が助成する制度があります。「一部」がどれだけなのかということもあるのですが、このような制度をぜひ竜王町でも実施していただきたいと思うところではありますが、お考えについてお伺いをします。

5つ目に、認定の変更によって、介護給付からはずれる人についてであります。4月以降の認定変更によって、今まで受けていたサービスが受けられないという状況が起こるものと思われま。町はこの改定による説明会の席上で、基本的には今まで受けていたサービスを受けられますというふうに説明をしているところでもありますけれども、実際そうなのかどうかをお伺いしたいと思います。

週3回、ケアセンター蒲生野でリハビリを受けているTさん、今、要介護1で週3回野洲で透析を受けておられ外出支援サービスを利用されていたMさん、Mさんの場合は今度から通院費用が今の10倍かかると話しておられましたけれども、このお二人について、例えば要支援2だと認定されても、今までと同じように同じ負担でサービスが受けられるのかについて、お伺いしたいと思います。特に外出支援サービスについては、介護保険給付の対象からはずれませんが、このような対象者に1,000円以上の費用を町で負担するとか、あるいは1,000円までは町が負担するというような制度をつくっていただきたいと思うものですが、ご意見を伺います。

その他、今まで受けていたサービスを同じように受けられなくなって困る状況になる人はどのくらいおられるのか。一人ひとりにきめ細かい対応をしていただけるのかについて、お伺いしたいと思います。

6つ目に補足給付です。補足給付という制度があります。どのような制度なのか、また、対象者に対して制度の説明をし、しっかり給付を受けられるようにされるべきだと思うところですが、町としてどのように対応していただいているのかについて、お伺いします。

介護保険制度の中で、ほかにどのような低所得者対策があるかについても説明していただき、それらの対応についてもお伺いします。

7つ目に、福祉施策の充実をということで、私たちが研修に出かけた長野県の泰阜村の考えは、福祉施策が基本にあって、その中に介護や保険があるという考え方です。大事なものは、町民の福祉増進のためにどういう施策を講じるかです。このことについての基本的な考えをお伺いしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

○議長（中島正己） 布施健康推進課長。

○健康推進課長（布施九蔵） 若井敏子議員さんのご質問にお答えいたします。

介護保険制度は平成12年度にスタートし、本年度で早6年が経過しようとしています。この6年間において、要介護認定者数は、初年度では196人でしたが、

年々増加し、平成18年1月現在では328人で、67%の増加となっています。また、要介護度別の状況では、比較的軽度な要支援および要介護1の認定者が増加傾向にあります。

一方、介護サービスの利用につきましては、保険給付の状況で、平成12年度は2億3,170万円でしたが、平成16年度は4億3,120万円で、86%の増加となり、制度と高齢者の自立支援という基本理念が住民皆さんに定着してまいりました。

平成18年度からは、第3期の高齢者保健福祉計画および介護事業計画に基づき施策を展開させていただくこととなりますが、本計画につきましては、平成17年度において竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会を設置し、現下の保険運営状況をもとに、平成18年度から平成20年度までの向こう3年間における高齢者保健福祉および介護保険事業の各施策、また、介護保険制度のサービス見込み量・保険料・基盤整備について鋭意検討をいただき、去る3月1日に報告書をいただきました。

特に今般の計画見直しでは、国において介護保険制度が見直され、その柱として予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の確保と向上、負担のあり方、制度運営の見直しが掲げられ、これらの制度見直しを含めとりまとめをいただきました。

そこで、ご質問の第1点目および第3点目の「保険料の減免多段階制について」であります。今般の保険料の見直しで、第1期・第2期計画における基準月額2,680円であったものを、今回3,119円に改正させていただきます。第1号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の定額の保険料率が採用されております。今般の見直しでは、現在の5段階制から6段階制に改正することとなり、基準段階が現在の第3段階から新の第4段階に変わり、新の第1段階・第2段階ともに負担率が基準の2分の1の額となりますので、現在より一定の軽減効果が図れるものと思います。

次に、ご質問の第2点目・第4点目の「利用料の減免・限度超過分の町負担について」であります。すべての要支援・要介護認定者を対象に、特定サービスの利用に限り利用者負担を軽減することは、他のサービスとの均衡を保ちにくくするものと思われまじし、また、基盤が必要とされます。利用限度額を超えてサービスを受けられる方に対する保険外給付につきましては、数名おられますが、家庭の事情等によりやむを得ないと利用者・家族が理解され、サービスを利用い

ただいているものと考えます。

また、施設サービスの居住費や食費、通所系サービスの食費負担の軽減につきましては、居宅サービスと施設サービスの使用負担のあり方、公平性を図る観点で、国において見直しされたものでございます。本制度がこれからも円滑に運営・維持していくための措置であると受け止めております。

次に、第5点目の「認定変更によるサービスについて」であります。現在認定を受けておられる方で平成18年度に入っても認定期限の到来までの間は、現サービスの利用限度額の範囲で利用いただけますが、認定変更においては、軽度に変更された場合は、変更後のサービス利用限度額の範囲でサービスを利用いただくこととなります。なお、今般の新予防給付におきましては、4月1日以降の認定から適用され、要支援1および2の方は、介護予防の観点からサービスの利用においては、特定のサービスにまとめて利用することに制限が加えられ、例えば、通所系のサービスを利用いただいている方は、回数が減ることも想定され、他のサービスを併用いただくことになろうかと思っております。

外出支援サービスにつきましては、道路運送法の関係で平成18年4月から要介護認定を受けられた方は、福祉有償運送の許可を得られた事業所を活用された場合、乗降介助のみ介護保険給付が適用されますが、要支援の方は対象から除外され、公共交通機関を利用いただくこととなります。介護認定者のみの問題だけでなく、大変大きな課題であり、引き続き関係者と協議してまいります。

次に、第6点目の「補足給付について」であります。先にも述べましたように、施設に入所されている方の居住費・食費は、従来、介護保険給付の対象となっておりましたが、施設入所者と在宅利用者の利用者負担の公平性を図る観点で見直しが行われ、平成17年10月から、施設サービスにかかる居住費・滞在費・食費が自己負担となりました。

このことから、低所得の人の施設利用が困難とならないように、一定額以上は保険給付がされます。低所得の人は、所得に応じた負担限度額までを自己負担していただき、残りの基準費用額との差額は、介護保険から特定入所者介護サービス費として給付されます。

町におきましては、本制度の創設による啓発・周知を図るため、町広報やパンフレットを全世帯に配布するとともに、施設入所者や対象世帯には個別通知を、また、施設や担当ケアマネジャーには個別に説明をいただくなど、制度改正の理解をいただいております。

なお、その他の低所得者対策といたしましては、現在、居宅サービス利用促進事業、社会福祉法人等による利用者負担軽減事業などを行っています。

次に、第7点目の「福祉施策の充実について」であります。担当いたします者として、住民の福祉増進というものは、町の施策のすべての基本となるものであると常々思っています。

高齢者介護の問題は、すべて介護保険制度ありきとは考えておりません。しかしながら、住民皆様のニーズは多種多様にわたっており、すべてに関しこれを公的サービスで満たすことは大変困難な状況にあります。

引き続き住民皆様にこれからの高齢者像、高齢者福祉のあり方について理解と協力を求めるとともに、真に自立支援のための介護サービスの充実に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） いくつか実例をあげて質問しているところですが、どれについても、どのくらいの費用がかかるのかということについては全く触れていただけてないということは、やる気がないから計算する気もないという、そういうことなのかなと思っているのですけれども、負担の公平性の観点から、しかも介護保険の円滑運営のためというふうな理由づけをしながら、ほかの自治体でいろいろな工夫をして、少しでも低所得者に対する対応をしているというにもかかわらず、そういう名目で竜王町は一切する気がないと、そういうふうに私はお答えいただいたと思っているのですけれども、ほかの自治体が、今例をあげたいろいろな自治体が、本当にいろいろな工夫をしながら、私は先ほども一部負担がどの程度なのかという言い方をしたのですけれども、実際、そういう制度をつくっても、対象の人がひよっとしたら1人かも知れない。先ほど1人だけおられる、全部利用されている、家庭の事情で利用されているのだという、そういうふうに言うのかと思ったのですけれども、いろいろな制度を仮に町で独自につくったとしても、その対象はひよっとしたら1人かも知れない。けれども、その1人のためにする必要はないのだということではなくて、やはり1人の負担が多い人にも、憲法で保障する「健康で文化的な生活を営む権利」があるのだから、その人に対する補助しよう。私は恐らくいろいろな自治体がいちいち減免制度をつくっているのは、この憲法の観点だと思うのです。そういう広く大きな観点に立てば、町として何か検討いただくことはないのかと、そんなふうに思っているところです。

そこで、改めて質問したいのは、1点目と3点目に関して、一定の、例えば減免制度の実施ですとか、あるいは保険料の多段階制については、特に「多段階制についての評価を」という言い方をしていますが、全くそれには答えていただいてなくて、今度変えられる5段階が6段階になる部分だけについての、それでも「一定の軽減効果がある」というふうにおっしゃっているのですね。具体的に、例えばこの人についてはこれだけの軽減効果があると、その軽減効果を受ける人はいったい何人おられるのか。その辺までつかんでいらっしゃるのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

先ほども言いましたけれども、2つ目には、公平性という話です。あとで障害者の問題でも言うのですけれども、「公平」というのはいったい何なのかと。いろいろな障害を持っている、あるいはお年寄りの場合だったら介護を受けなければならない状態の人たちが、健康な人と同じような状態になることが公平なわけですから、そのためのサービスは今ではもう全部自分で持ちなさいというふうな観点ですから、公平性というものについての町の考え方は、必要な人が必要な分だけ負担するのは当然だという意味での公平性なのか。それを2つ目にお伺いしたいと思います。

それから、ちょっと意味がわからない部分がありまして、5番に関する回答の中で、「この問題は大きな課題で、引き続いて協議・検討をしていきます」と、何のことを「大きな課題で、引き続いて協議・検討していく」というふうにおっしゃっていたのか、前の文章がよくわからなかったものですから、大きな課題で引き続いて協議・検討いただく内容について、お伺いしたいと思います。以上、よろしくをお願いします。

**○議長（中島正己）** 布施健康推進課長。

**○健康推進課長（布施九蔵）** ただいま再質問いただきました。その中で、保険料の件でございます。

1点目は、今回、5段階から6段階制に改められますということでございまして、従来は基準となる段階が第3段階でございまして、その額が従前2,680円でございます。今回、新の第6段階に段階を1つ多く設けさせていただくわけでございますけれども、この第6段階で言う基準となるものは、新の第4段階でございまして、これが今回3,119円に改めさせていただきたいということでございます。

従来の第1段階・第2段階の方の部分に、いわゆる低所得者の方の部分の配慮

として、第1段階は基準に対する0.5、第2段階は基準に対する0.75の負担をお願いしてきたわけですが、今回は、新の第1段階の方については0.5、新の第2段階につきましても0.5、そして新の第3段階の方については0.75というふうなことでございます。

その効果はと申しますのは、第2段階が新の第2・第3段階に細分化されることによって、現の第2段階の方の中から、新の第2段階の0.5の方に負担が軽減される方が出てくるというふうなことを申し上げたかったわけでございます。

こちらとして、概ね、だいたい概数的に把握していますのは、現在の第2段階の方は約17%余りの方がその階層に類されているわけですが、新の第2段階の方になりますと10%余り、そして第3段階が約3%程度になるかなというふうに想定をいたしております。それが1点でございます。

さらに、多段階につきましては、こういったものを議員からいろいろとご指摘をいただいておりますけれども、基本的にはやはり、特に任意にされていますところも、保険料額が相当額上がってまいりますと、それぞれの負担率が率として少なくとも、金額として大きいところがございますので、そういう意味では任意的に多段階を取り入れられているところもございます。

今回については、5段階から6段階になったということを踏まえながら、今後のまた課題として考えていきたいと思っております。

次に、「公平性云々」という話でございますが、介護保険は、保険料の負担ということで、それぞれ第1段階から第6段階の方々に、その所得（収入）等を勘案した中で、定率として保険料がされておりますけれども、負担は、基本的には利用された場合の1割負担でございます。ただ、議員のご指摘にもございますように、低所得の方につきましてはの対応は、私の町もやってないわけではありません。その手法については、例えば、高額介護サービス費であるとか、あるいはまた社会福祉法人による利用者負担の軽減措置であるとか、あるいはまた、利用者の利用促進ということで、訪問入浴・訪問介護等についてもそういう手立てをさせていただいております。基本的には1割負担をしながら、一方ではそういう対象の方々についての措置についても考えとしては持っておるところでございます。

次に、「大きな課題云々」というふうな言葉を申し上げたところの前段は、外出支援サービスの中で、制度として道路運送法の関係で、従来はこの制度が本年4月から強化されるということでございますけれども、それまでの間については、

運用的にその運送としてのことが活用いただけたところでございましたけれども、今回の制度の改正によって、事業所についての活用範囲が限られてくる。あるいはまた、そういう対象者の方がいろいろな面をご利用いただくのに、ご不便をいただくことが出てくるのかなというふうなことを想定した中で、これはあくまでも高齢者の介護だけの問題ではないというふうには私自身が感じておりましたので、今後の課題であるというふうにとらまえて、申し上げたところでございます。この辺につきましても、関係者といろいろと協議をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） この間、3回新しい介護保険制度が変わることに関して、ふれあいプラザや公民館で、対象になる皆さんに集まってもらって説明会をしてもらったのだと思っているのですけれども、そこでもやはり、本当に具体的な、先ほども言いましたTさんやMさんという話を出しながらお話ししましたがけれども、私たちは、正直な話をしますと、無責任な言い方になりますけれども、自分が直接関わらないとピンとこないことがいっぱいありまして、わからない部分もあって、制度そのものがどう変わるのかも、あの場所に行って、生に関係している方の話を聞くからこそ、「ああ、そうなのか」と。「今まで4,000円で病院まで連れていってもらっていたのに、今度は4万円送迎に関わる費用がかかってくる」というお話をされますと、それは大変なことだなと。週3回透析に行かれる方でしたら、そんな話になりますと、本当に大変だと思うのです。

現場の皆さんは、それは直接、やはり私たちと違って聞いていただいていると思うので、本当に一人ひとりに対してどういう支援が必要なのか。私は、必ずしも「補助金を出せ」、「負担しろ」ということを強調するつもりはないのですけれども、やはりいろいろな形での支援の方法というのを、ケースバイケースで寄り添って対応していただきたいなということをお願いしておきたいと思うのです。

本当に、外出支援の問題については、その方だけではなくて、かなりたくさんの方が対象になりますし、あの説明の中でも、担当の職員さんは「あまり変わらないですよ」ということを一生懸命強調されるのですけれども、実際は軽度になれば受けられるサービスの量は変わってくるのですから、その辺はやはりきちんと説明して、もちろん認定で軽度になるのかどうかという判断が、今の段階ではわかりませんから、言えない部分があるのかも知れないのですけれども、変われば

変わることはきちんと説明する必要があると思うのです。

パンフレットをもらいましたけれども、このガイドブックというのはよくわかる感じで、これを見ていたらやはり変わるということははっきりしていますから、その辺はきちんとしてほしいなと思っています。

障害者との関係でも、また同じようなお願いをあとでしますので、この問題についてはこれだけにします。

**○議長（中島正己）** それでは、次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 2つ目に、外郭団体に勤務する労働者の労働条件について、質問をします。あとで説明をします。皆さんにも資料をお配りしていますし、担当課の方でも調査していただいた資料が配付されていることと思いますが、後ほどそれについても触れていきたいと思っています。

先日、指定管理者制度導入について、恐らくその対象施設になるであろうという「アグリパーク竜王」に専務さんをお訪ねしてまいりました。指定管理者制度の導入で、実際に施設管理をいただいている事業者にとって、何が一番大変なのかということをお伺いするために伺いしまして、本当にお話をされていて感じたことが2つあります。

1つは、指定管理者制度の導入について一番大事なものは、利用者にとって今までどおり、あるいは今まで以上に利用しやすくなるのかどうかという点です。2つ目は、そこに従事されている職員さんの待遇はどうなるのかという問題です。今回はこの2つ目の問題に絞って、現状確認をしておきたいと思っています。

町が出資しています外郭団体の雇用状況・労働条件について調査をしていただいて、いくつかの質問にお答えいただきたいということで事前をお願いしています。

まず、それぞれの団体で、正規・非正規、それぞれ何人おられるのかということと、労働条件というのは書面で知らされているのかということと、正規・非正規の有給休暇の取得状況、それから正社員の4分の3以上働いている非正規の人がおられるのかどうか。週20時間以上働いている非正規の人は何人おられるのか。正社員はもちろん、そうでない人も労災保険に加入しているのかどうか。これだけの質問をさせていただきました。

これらの外郭団体は、今後、指定管理者としてそれぞれの施設管理をお願いすることになるのかと思いますけれども、お任せするにふさわしい雇用形態で従業員さんを雇用されているのか。勤務している皆さんは、保障された労働環境で生

き生きのびのび仕事をしていただいているのか。このことを調べて報告してくださいというふうをお願いしているところです。よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 若井敏子議員さんからの外郭団体に勤務する労働者の労働条件に関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、町が出資している外郭団体であります株式会社アグリパーク竜王、株式会社竜王かがみの里、財団法人竜王町地域振興事業団について、6つの項目について調査を行いました。その調査結果につきましては、今日、議員の皆さんにはお手元に資料を付けさせていただいております。

株式会社アグリパーク竜王、そしてまた株式会社竜王かがみの里、財団法人竜王町地域振興事業団という順番に綴じておりまして、先ほどご質問いただきました事柄につきまして、それぞれ同じ内容で調査をさせていただきましたので、ひとつお目を通していただきたいと思います。私の方からは、この調査の内容の概要だけ申し上げさせていただきますと思います。

まず、アグリパーク竜王でございますが、全体の約80%が正規職員以外、いわゆるパートやアルバイトであります。1週間の労働時間は、週3日勤務の人が過半を占め、それ以外は週1日から2日となっております。また、労災保険についてはすべて加入し、労働者の安全補償に努めておられます。

次に、竜王かがみの里でございますが、全体の約90%がパートやアルバイトであります。1週間の労働時間は30時間以上もしくは30時間未満で、週5日勤務の人が3分の2を占め、それ以外は週1日か4日となっております。また、労災保険につきましてはすべて加入をし、労働者の安全補償に努めておられます。

次に、地域振興事業団は、全体の約95%が正規職員であります。平均の年次有給休暇の取得日数は、約10日です。また、労災保険につきましてはすべて加入し、労働者の安全補償に努めておられます。

労働条件の告知方法については、いずれの団体も労働基準法で定められている項目について、書面により明示を行っておりますが、一部スポット的なアルバイトにつきましては、書面明示がされていないところがありましたので、至急改善されるよう指導を行ったところでございます。

なお、それぞれの団体に勤務されている方々は、個々の事情に合った勤務形態で生き生きと仕事に従事いただいております。今後、指定管理者として施設管理をお願いすることになった場合においても、効率的な管理運営となるよう努めて

いただけるものと考えております。以上、報告をもちまして若井議員さんのご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 調査をしてくださいとお願いしたことだけで、書面による労働協定みたいなものがないことがわかって、きちんと指導をしたというお話がありましたので、それだけでも、この質問をして役目を果たしたのかなど、そんなことも思っているところですが、そうはいかないのです。まだいっぱいあります。

皆さんにお配りしている大きな、A4の方の紙は町が調べてくれた資料で、もっと小さな紙をお渡ししています。これがいったい何なのかご存じですか。わかりますか。このことをお伺いしたいと思うのです。

この表は、実は非正規の労働者の年次有給休暇の表です。先ほど文書でもらっていないという話があったというのも、直接そういう方に、「そんな文書は何ももらっていない」と言う人と話をしましたので、「有給休暇がどれだけあるか、あなたは知っているか」という話をしたら、「パートなのになぜ有給休暇があるのか」という話だったのです。それがこれなのです。「いや、あるですよ」と。

この表は、見てもらったらわかると思うのですけれども、例えば週に1回しか、先ほどの話ではアグリでは週に1回ぐらいしか来られない方があるとかいう話がありましたけれども、週1回しか行っておられない人、「私はもう3年あそこへ勤めています」という話をされたのです。そうすると、週1回しか行っておられなくても、3年行っておられたら、年間2日の有給休暇があるのです。休みを2日間取っても給料がきちんとつくところ、ところが、こんなことは知らないのです。知らされていないのです。

このことを基準に、それぞれの団体で規則ができているのかどうかというのを見てほしいのです。例えば、アグリで言いますと、非正規職員で有給休暇を取っている人は誰もいないのです。ここは17分の14までがパート・アルバイトなのですけれども、しかも30時間未満で週3日勤務の人がたくさんおられるのですけれども、全く取ってないのです。これはだからきっと知らされていないし、取るように指導をされていないのではないのかなと思いますので、これはきちんとしてほしいなと思っているところです。

この表できちんと、これは労働基準法の中で定められているものですから、このことがそれぞれの事業所できちんと伝えられて、それが取得されているのかどうかという確認を、今言ったところで難しいですから、今後きちんとこのことを

指導してほしいというのがまず1点目です。

何人かの方が、実は直接しゃべっているのです。それで、こんな話があったのです。私は労働者の代表ですと。だから、時間外手当はもらえないのですと。役職手当がついているから、時間外手当はもらえないという方がおいでになったのです。正社員さんなんですけれども、それを調べてみたのですけれども、労働基準法の第41条の中に、そういう人、もらえないというのは誰なのかというのがありまして、大変長い文章の中で、法令の文言はなかなか難しいのですけれども、例えば、事務所の所長さん、管理的な立場にある所長さんみたいな人の場合は、残業手当は出ないみたいです。

でも、同じように労働している人で、役務上、〇〇課長とか〇〇責任者みたいなものが仮についていたとしても、一般の職員として仕事をしている人は、そういう対象にはならないということがここには書いてあるのです。ここをどう読むかという問題もあるのですが、そういう正規の職員さんでありながら残業手当が取得できていない人が、この人は長年です。だから、私は過去に遡ってきちんと給料計算をして払うべきだと思っているのですけれども、そういう人がありますので、これを2つ目にきちんと調べていただきたいと思うのです。

そのほか、この表と先ほどの小さな表とを絡みながらしてほしい部分と、残業代がきちんと払われているかどうかについて調査をしてほしいということの2つ目との関係で、週1日・週2日しか働いていない人の中にも、それぞれの施設は本当にお昼の休憩も取れないで働いておられる方がお客さんとの関係ではあるのです。ところが、休憩を取っているというので、きっちり1時間引かれるのだそうです。時間は何時間働いているかということですから。ご飯を食べながら、お客さんが来られたら走って行ってレジへ行って、おられなくなったら、すぐまたご飯を2口食べたらお客さんが来られるという状況でも、きっちり1時間休憩を取っている査定をされるのだという話がありましたので、この辺もきちんと調べてほしいと思うのです。

私は本当に、それぞれの職員さんが生き生きと仕事をしていらっしゃるという最後の話がありましたけれども、本当に生き生きと仕事をしていらっしゃるのでしたら、本当に自己犠牲の中でしていらっしゃるのではないのかなと、そんなことを思っていますので、労働基準法に基づく労働がきちんとされているのかどうか。改めて町の職員はどうですかとは聞きませんが、その辺も含めてきちんと調査をしていただきますようお願いをしておきたいと思います。もし何か

お答えいただくことがありましたら、お願いします。

○議長（中島正己） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） 若井敏子議員さんからいろいろお話をいただいたわけですが、ご指摘をいただきました点につきましては、またこちらの方で調査させていただいて、また報告もさせていただきたいと思います。以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（中島正己） それでは、次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 3つ目の質問は、就学前までの子どもの医療費完全無料化の実施について、お伺いしたいと思います。

福祉医療費助成事業というのが、今年度の予算の中でも計上されておりまして、町はいろいろな努力をしていただいているというふうに理解しているところで、国の政治では、本当に格差が広がるばかりですけれども、基礎的自治体では何よりも住民に寄り添って、国の悪政から町民を守るという本来の任務を果たすという意味で、この関係事業費の増額を望んでいるところであります。

さて、乳幼児に対する医療費助成ですけれども、県事業に町単事業を乗せていただいて、手厚い支援をしているというまちが全国にはたくさんあります。

そこでお伺いするのですが、現在の県事業にプラスして、就学前までの完全医療費無料化を実施する場合、概算どのくらいの予算を乗せなければいけないのかということ試算いただいて、その実施についてのご所見をお伺いします。

実施するつもりがないから、試算をしないということではなくて、ぜひ試算をしていただきたいと思います。

実を申しますと、この質問を書いていたその日、質問の締切日だったのですが、滋賀県は就学前の医療費を今年10月から外来も無料にするというニュースが入ってまいりまして、この質問は困ったなと思ったのですけれども、ぜひ、県がどういう方向を検討しているのかということについても説明をしていただきたいと思います。

私たち日本共産党は、2002年に乳幼児の医療費支給に関する法案を国会に提案しています。もちろんこれは上程はされませんでしたし、審議もされていないのですが、国・地方自治体が乳幼児医療費の無料化を行うことによって、乳幼児の健康保持・増進を図って、その心身の健やかな成長を保障して、児童の権利の擁護に資すること、および子どもを安心して産み育てることができる環境の整備に資することを制度の基本的な趣旨・目的とするというもので、乳幼児医

療費無料化を国の制度として実現させて、各自治体の独自施策を上乗せして実施できるようにして、住民・行政・医療関係者の連携で、小児救急の充実や小児医療提供体制の整備を進めて、安心して子育てができる地域社会をつくろうという、そういう提案であります。

法案は、町長にはお届けしてしているのですけれども、ぜひこの法案をお読みいだいて、そのご所見をお伺いしたいと思います。

町として、国に対して乳幼児医療費の無料化を制度化されるよう、強く要望されることについてのご所見も併せてお伺いしたいと思います。

竜王町は、今回の定例議会で敬老祝金の条例を廃止して、その予算を少子化対策に振り替えるというふうに提案説明されています。私はその受け皿としての就学前の医療費完全無料化は、多くの町民に歓迎されるものと思いますけれども、ご所見をお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 若井敏子議員さんからのご質問の中で、2002年に日本共産党から提案された法案について、どう思うかということではありますが、三位一体改革の中で、地方の財政状況は大変厳しいものとなってきております。そういうことから、国に要望することは、ごもっともでございます。

しかし、政党としてのご活躍の中でされており、国において審議されるものでありまして、成案なされていないということは、今日の大変厳しい状況のものでの難しさを感じているところでもございます。

なお、医療費の高騰は今後も続くものと予想されますが、0歳から3歳までの医療費の自己負担は2割と、一般の3割に比べれば軽減もされているところでございます。国・県等においては、関係団体の中で強く要望もしてきておりますが、国においての子育て支援に対する施策の拡大等に伴って、地方財政負担増の免れはできません。

高齢者施策から少子化対策に財源振り替えをとということでございますが、児童手当の枠拡大など、子育て支援に対する施策の枠組みが大きく変わりつつある中で、大変厳しい財政状況でございます。本町といたしまして、安心して子どもを産み育てることのできる町となるため、さらなる努力をしてまいりたいと存じております。数値につきましては、担当課に説明をさせます。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 久野福祉課長。

**○福祉課長（久野まさ枝）** ただいま若井議員さんからのご質問のありました「就学前までの子どもの医療費完全無料化実施について」のご質問にお答えしたいと思います。

第1点目の「子どもの医療費を完全無料化させた場合は、どれくらい予算が必要なのか」というご質問でございますが、0歳から小学校就学前までの乳幼児は、約750名でございます。現在、医療機関にかかられた場合、医療費の2割または3割を自己負担としてお支払いいただくわけでございますが、通院につきましては月額500円を、また入院につきましては一日1,000円、1ヶ月で1万4,000円を限度額としてご負担いただき、残りは福祉医療費として助成させていただいているものでございます。

現在ご負担いただいております通院500円、および入院の1日1,000円等の自己負担額を試算してみますと、年間約360万円でございます。これらの自己負担も無料化できないかということでございますが、本町といたしましては、県事業をさらに拡大し、4歳児から就学前の通院医療費も、町単独事業として現在助成をさせていただいております。

今年度、県は10月の更新時から、就学前の通院医療費も拡大して助成をされるとお聞きしておりますが、今までにありませんでした所得制限の導入があるということでございます。

本町では、乳幼児の医療費は所得制限をひいておりませんことから、現在の時点では改正をする予定はございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上、若井議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 町長の回答いただいた中で、ちょっと理解のしにくい部分が1ヶ所ありました。「国の制度が拡大されれば、地方の負担が増える」というふうにおっしゃった部分がありましたが、その辺が、意味がよく理解できませんでしたので、その辺について改めて説明をしていただきたいと思います。

私は、共産党が提案している乳幼児の医療費支給に対する法案というのは、「政党活動だから私には関係ない」という話ではなくて、中身をやはり読んでもらって、中身についてどうなのかということを知っているわけですから、「政党活動ですし、国会で議論されていないようなことに何を言わなければならないのか」みたいなお返事は、全然良心的ではないですよ、紳士的ではないですよ。

この法案の中身に、今言っているような乳幼児の健康保持・増進を図って、本

当に子どもたちの健やかな成長を保障する、児童の権利の擁護に資するということを提案の中で盛り込んでいる、そういう法案なんですから、私は、この法案に対する評価ができないということは、この問題についてどういうふうに思っているのかと、逆に聞きたいです。

乳幼児の医療費支給の制度というのは、ここだけではなくて町も独自に、今も説明がありましたけれども、制度化してもらっているわけですから、そういうことに対する基本的な思いというのが、やはりこの法案の中にはほとんど出ているのだというふうに思うのです。法案そのものを評価してくれと、「いい法だな」と言ってくれということではなくて、法案の中身には本当に市町村の自治体がいろいろな制度をとっていることと共通したものがあるというぐらいの話は、やはり長として判断いただかないと、読んでいただいていないのかも知れないですけども、ちょっと失礼な話だなと、事前にお渡しして質問しているのですから、改めてお伺いしておきたいと思います。

「三位一体改革の中で国に要望することは難しさを感じる」というふうにおっしゃるのですけれども、国の予算の使い方が本当に国民の生活を守るような体制になっているのかということは、やはりいろいろ検討しなければならない部分があると思うのです。私は何も朝の誰かさんが司会する番組を持ち上げて評価するつもりはないですけども、国のやっているのは、ただ単なる量の問題だけではなくて、本当に出すべきところにお金が回っているのかどうかということは、やはり追求しなければいけない部分ではないのかなというのと、本当に地方の政治の、本当に住民一人ひとりの生の声を聞いている人間にとって、国の政治はこんな状況をわかっているのかと、そういう声を国に届けることは、やはり町長としての責任だと思うのです。

そういう意味から言ったら、地方のこんな状況を国は何とかしてくれという話は、当然いろいろな町長さんばかりの団体などは、よくそういう要求をされますよね。その思いがあれば、国に対しても要望することは当然のことだという話が出てきて当然だと思うのですが、「三位一体改革の中で国に要望することは難しさを感じる」と言われると、それなら全部その負担は住民がかぶらなければならないのかという話になってくると思うのです。

そのあたりでの町長のお考えは、もっとオープンで、もっと町民の生活に思いを寄せた形でなければおかしいと思うのですが、その辺で改めて町長自身の思いをお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 何点か申されましたが、私は「制度」とは申しておりません。どういところで「制度」と言いましたか。申しておりません。

そして、今、三位一体改革の中で、これはもう議員もご承知のように、非常に国の財政は厳しい状況の中で、何もかもあらゆる面において助成、助成という問題は、なかなか厳しい問題でもございます。ましてや、我が町でもこういった福祉に対する支援は当然考えておるわけでございますが、そのことばかりの状況ではありません。やはり、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりには、そういう方面にも力点を置いていかなければならないと思っております。何もこの問題を見捨てるわけにはいきませんが、こればかりの問題ではなかろうかと思っております。

福祉を完全に充実するということは当然のことではありますが、今一步、そこまで自分といたしましては踏み込んでいけないといところでございまして、問題といたしましては、いくつ申されましたが、この福祉問題につきましては、できる範囲は私も努めてまいりたいと思っております。以上のようなことをご理解を賜りたいと思います。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 聞いているのですから、「国の制度が拡大すれば、地方の負担が増える」というふうにおっしゃったように聞いたのですけれども、これはどういう意味ですかと聞いているのですから、「そんなことは言っていない」というのではなくて、そこは何についてどういうふうにお話しされたのかを説明してくださいというふうに聞いているのですよ。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） その「制度」とは言っておりません。

○議長（中島正己） 若井敏子議員、次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議論は感情でやるではなくて、やはり中身でやりましょうよ。

障害者自立支援法の実施の問題について、お伺いしたいと思います。

障害者自立支援法が4月から実施されるのに伴い、町としてもいろいろ子準備をいただいていることと思います。しかし、今この時期になってくると、障害者の皆さんは一層不安な日々を過ごしておられているのではないかと思います。そこで、改めてお伺いをしたいと思います。

まず、利用料の負担です。またこういう話をしますと、「補助、補助と言ってもできない」とまた言われそうですが、まず利用料の負担の問題です。定率1割という利用料の負担、本人にも家族にも重く受け止められています。先日も議会にやまびこ作業所の方が「署名をお願いします」というふうに来られたのですが、この署名用紙の中には、障害者が当たり前の生活をするために必要な支援、健常者と同じように不便のないようにする支援も、それは益だとみなされて、費用負担を迫られているということへのやるせない思いが、その署名用紙の中には書かれていました。

憲法は、誰もが健康で文化的な最低限度の生活を保障しているはずですが、このままでは障害者が生きている権利（生存権）さえ奪われかねません。私は、まず何よりも支援法の中の応益負担の見直しを国に求めていただいて、町としても声を挙げていただきたいと思うものですが、ご所見をお伺いします。

12月にこの問題を取り上げた際に、担当課長は、「障害年金で生活しておられる方や、扶養義務者が高齢になられて今後の生活に不安を感じておられる方がおられることは確かでございます」というふうにお答えいただいて、「しかし、自己負担は月額上限が設定されており、低所得者にはより低い上限を設定し、利用料に応じて際限なく負担が増えるというようなことがないような仕組みになっております」というふうにお答えいただきました。

例えば、低所得者で所得の1に該当する方、年収が80万円未満の方の場合で、1万5,000円が上下だというふうの説明されたのですが、2級の障害基礎年金をもらっている人がそのぐらいに該当するのかなと思うのですが、当面3年間の経過措置で、食費が5,000円とすれば合計2万円、今までやまびこに働きに来ていて全く負担がなかったこの人たちは、この2万円は小さくないと思うのです。食費の軽減措置がなくなると3万円の負担になります。6万6,000円の年金から3万円払うのです。これはやはり大きな負担だと思うのです。

町の答弁で、「障害者が必要なサービスを公平に受けられ、皆で制度を支え合う仕組みとするために定率負担になった」というふうに言われましたけれども、健常者と同じように生きている公平なサービスは、健常者と同じ高さに到達するまで無償でなければ、公平とは言えないと私は思います。これが憲法の保障しているところだと思うのです。

障害者に対する支援のための予算の枠の中で、障害者が予算を取り合いしないように負担をさせてサービスを受けさせるのだと、こういうものは「公平」とは

言いません。そもそも、その予算が日本は極端に少ない国です。国民総生産に占める障害者関係の支出は、ドイツの5分の1、スウェーデンの8分の1なので、このところを声を大にして国に訴えてほしいと思うのです。

2つ目に、2006年度には障害福祉計画を策定するということですが、ここには障害者にも入ってもらって、障害者の生活の実態と利用の意向を十分反映させて、積極的な推進計画となるように進めていただきたいと思うのですが、このことについてのご所見をお伺いしたいと思います。

同時に、作業所に対する国の補助金が減らされている中で、町としても引き続いて、単費も含めて作業所に対して支援されるよう求めるものですが、お考えをお伺いします。

**○議長（中島正己）** 久野福祉課長。

**○福祉課長（久野まさ枝）** ただいまの若井議員さんからの「障害者自立支援法の実施前に」のご質問にお答えいたします。

障害者自立支援法が4月から段階的に実施されるにあたり、現在、福祉サービスの利用をされておられる方々に、自律支援法の制度の説明と今後の福祉サービスがスムーズに移行できるよう、申請手続きをお願いしている最中でございます。

ご相談させていただいている中にも、ご指摘のありましたように、利用料の1割負担を大変ご心配されていることは確かでございます。高齢者の介護保険と異なりまして、障害者の方々が地域で自立するために必要なサービスに自己負担が要するという事は、今日までの福祉サービスの概念を大きく変えるものであります。障害者団体等の反論により、所得に応じた負担上限額だけでなく、低所得者の軽減措置が講じられたり、当初提案されました障害者自立支援法（案）からはいくつかの箇所が見直しされたのも確かでございます。

しかし、この法律は、障害のある人々が利用しやすく、またわかりやすい手続きで、サービスを必要に応じて利用できるように充実させることや、今まで取り組みが弱かった就労支援の強化など、障害者の自立を支援できるように制定されたものでもございます。

東近江圏域での障害者福祉サービスは、今日まで広域で対応してまいりました。今後においても同様に、社会資源が活用できるよう調整中でございますが、障害者自立支援法の中には地域生活支援事業として町で実施しなければならない事業もございます。本年1月から実施いたしました手話通訳の派遣事業もその1つでございますが、補聴器の購入に関します相談、医療機関への動向、また家族看

病に対する相談等、込み入った内容に利用されておりまして、その必要性を痛感しているところでございます。

今後これらの制度を充実させるため、障害福祉計画の策定を予定しております。また、策定にあたってご心配をいただいておりますが、計画を策定していく中で、関係機関や関係者の方々の意見が十分反映されるように取り組んでいきたいと考えております。

また、作業所に対します支援でございますが、やまびこ作業所は町の唯一の社会資源として、障害者が住み慣れた地域で安心して日中活動や社会参加のできる居場所であります。より充実した活動の場となるよう、さらなる連携を図っていきたくておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。以上、若井議員さんへのお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 「具体的に町として単費の支援も含めて」というお話をしますと、「手話通訳もしているではないか」という話になってきましたので、そういうことをお願いしたいということではないのですけれども、町としては全く担当の部署で言えば放置しておられるというようなことを認識しているわけでは全くありませんので、特に今後の計画の中では、障害者の皆さんの声が反映されるようにというふうにもおっしゃっていただきましたので、その辺は良しとしたいなと思っているところです。

具体的な補助制度みたいなものができる方向でも検討いただきたいということを、お願いしておきたいと思うのです。

私は、この障害者の問題で、やまびこだけの問題ではないのですが、本当に障害者の皆さんの声をよく聞いてほしいということを思うのです。私もこの間、グループホームに行ってきましたけれども、6人の入所者の方は、「本当にこのままこのホームにいられるだろうか」と、もちろん経済的な理由でですが、「もう帰っておいで」と言われているのだという、ここにいるのが本当に楽しくて嬉しいのだけれども、経済的にはここにいられないのだという、本当に切実な思いが伝わってきますと、「また明日来るわ」と言わなければならないような感じですよ。

職員さんも何人か、ホームも含めて作業所の方にも行っていただいていることを聞いていますし、障害者の団体に対して本当に町の職員さんが親身になって相談に乗ってくださるのだというふうな声を、障害者団体の方からも聞いています

ので、本当に救われているなというふうに私自身は思っているわけですがけれども、ぜひ町としてどんなことをするのかという話の時に、私が先ほどから補助金の話をしましたら、町長はあんな答弁でしたから、がっかりはしているのですけれども、やはりお金を出してくれという部分ではないところでの支援も、町としてやはりできるのではないかなと思うのです。

長野県では、町長さんが職員さんに、「みんなで知恵を出してくれないか」と、ゼロ予算、お金がかからない予算で事業をおこしたい。ゼロ予算事業というものを提案してくれと言われて、そこでは職員が勤務が終わってから1～2時間、町民さんの家を訪ねて、「今夜は楽しく2人でお酒を」事業というのがあって、酒をぶら下げて職員さんが行くのだそうです。酒は自分持ちだそうです。時間外手当も出ません。それでも、住民さんとゆっくりしゃべって、住民さんのいろいろな思いを聞いて帰ってくるという事業だそうです。

私は同じことをしろということを行っているのではなくて、みんなが知恵を出し合う、職員さんが知恵を出し合うような事業というのは、町としてやはり取り組んでほしいと思うのです。そういう中で、障害者の一人ひとりの声も、お年寄りの一人ひとりの声も、やはり直につかんできて、行政の仕事の中に生かしてくる。そういうことが繰り返されている中で、何かできることはないのかと。先ほど介護のことでも言いましたけれども、いっぱいお金を用意してくださいということではなくて、この人を救済するために、2,000円かも知れない、3,000円かも知れない。そういうことでもやはり町としてやれないだろうかという、そういう工夫が職員さんの中にある。それは本当に住民さんと寄り添った町政政策が進められるというふうに思うのです。そういうことをぜひ取り組んでいただきたい。

町長ももちろん、作業所の問題では、前の施設長が町長に、本当にこの間もいろいろなことをしゃべって、理解してもらっていて、嬉しいわという話をされていたのですけれども、一度ネクタイも取って、ごくラフな感じで作業所にも行ってほしいし、障害者のいろいろなゲートボール大会とかいうところにも「どうですか」と言って、町長自らそういうところへも出かけてもらって、本当に生の声を聞きながら、それが町政施策の中に何とか光を放つような形の工夫を全職員挙げてしてもらいたいということをお願いしておきたいと思います。よろしく願います。

○議長（中島正己） 久野福祉課長。

**○福祉課長（久野まさ枝）** 今の若井議員さんの要望にお答えさせていただきたいと思えます。

今言っていただきましたように、職員としても本当に、今のこの自立支援法の中でどこまで私たちが対応できるかというところを、本当に苦慮しているところでございます。

先ほども若井議員さんから言っていただきましたように、せめて聞く耳を持つてというような思いの中で今は実施させていただいているのですけれども、触れさせていただきたいのですが、お金のことはあまり触れるとまた何ですけれども、先ほど自己負担の分を質問の中に書かれておられたのですけれども、実は、この自立支援法の制度の中に、まず一般と低所得者1・2、それから生活保護という段階を4段階設けているのですけれども、これはあくまで、まず限度額の問題でございます。その限度額をまず決めさせていただきまして、そこからさらに、これは社会福祉減免というのですけれども、例えばやまびこ共同作業所でサービスを提供される場合、低所得者の1・2の方につきましては、さらにその金額を半額にさせていただくというような制度がございます。

それから、通所のサービスを受けておられる方につきましては、例えば低所得者が2万4,600円の限度額ですけれども、7,500円まで減額をするという、これはあくまでも社会福祉の事業所がそういう制度を取り入れていただけた場合なんですけれども、今聞かせていただいておりますと、やはりどこの事業所もそういう対応をさせていただきたいというように聞いていますので、今言いましたように、本来なら2万4,600円が限度額ですけれども、そのサービスが7,500円まで落ちると。

それから、食事につきましては3分の1ですので、5,000円までになるという、その個人減免と社会福祉の減免、それから補足減免、そういうようなものがございまして、あくまでもその方がお支払いされる限度額というのと、サービスを利用されます金額とは違いますので、実際に2万4,600円という低所得者のランクが付きましても、その方はそこまで払わない方が大半でございます。そういう状況の中で、あと自己負担の部分が今言いますように、食事代がつくとか、そういうような形になってくるのですけれども、そういう感じで本人さんにつきましてはある程度納得をいただいている方もおられますし、今現在進めている中で、やはり制度として、これからはし町でいろいろな事業をさせていただく場合でしたら、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、福祉計画の中で委員さんも

含めて検討をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私たちが本当に真剣に、やはり聞く耳を持って皆さんの声を届けたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで午後3時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時10分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 5つ目に、交通安全対策についてお伺いをします。

町内では、交通事故による犠牲者が後を絶ちません。町として交通安全対策についてどのようにお考えいただいているのか。信号機の設置ですとか防犯灯の設置など、具体的な交通安全計画について、今年度特に取り組んでいただけるもの、あるいは次年度以降に進めていくという計画などについて、お聞かせいただきたいと思ひます。

私の方からも、いくつか具体的にお伺ひしたいのですけれども、まず希望ヶ丘の地域懇談会で出されておりました七里から鶴川までの防犯灯に設置について、計画があるかどうか、お伺ひをします。

次に、小口で歩道上に木の根っこがはびこっていて、歩行者、特に小学生などが通行する際、危ないところがあります。これはどうにかしてほしいと思ひますので、これについてお伺ひをします。

次に、国道477号から希望ヶ丘に入る入り口に信号機を設置してほしいという要望があります。朝、特に希望ヶ丘から出られないという話があるのですけれども、このことについてお伺ひをしたいと思います。

その希望ヶ丘の入り口ですけれども、スクールバスが回転するのですけれども、バスが少し大きいためか、回転しにくいということで、あのロータリーの部分を少し広げてほしいという声があります。これについてお伺ひをしたいと思います。

高橋ワークスという会社は、今、社名が変わったそうですけれども、その駐車場の入り口付近は、会社の敷地と歩道の境界がないところがあります。この部分に白線を引くなど、境界を鮮明にすることはできないかということについて、お伺ひをしたいと思います。

鏡の国道ですけれども、国道を横断する松陽台の方へ行く道ですけれども、この国道をなかなか横断できないという問題があります。地下道を設置したらどうかと。これは冬、北向きの車両が数珠つなぎになっていて、国道を横断できないということがよくあるということで、国道工事事務所交渉などでも、私も取り上げて要望をしてきたところですが、町としてもどのように働きかけていただいているのか、お聞かせいただいて、私は歩行者と自転車のための地下道ができないのかなというふうに考えているのですが、ご所見をお伺いしたいと思います。

従業員の多い会社について、できるだけ生活道路を通勤道路にされないようにしていただくことを、町から各会社に要望してほしいと思っています。小口で交通立ち番をしていますと、7時30分から8時過ぎまでに、かなりの速度で走っていく車がたくさんあります。ダイハツの方が何人か立っていただいて、交通安全に協力いただいていますけれども、できれば集落内の生活道路を通らない道順を通勤者に示していただけないものかという要望が出ています。これについては、小学生のお母さんから、ダイハツにお願いメールを送られたようで、ダイハツの会社の方では直ちに社員さんに連絡していただいたと聞いています。町としても交通安全にご協力をとということで、ぜひお願いしていただきたいと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

もう1ヶ所、七里の石部神社のところの477号と交差しているところですが、ここに信号機の設置ができないものか、お伺いをしたいと思います。以上、細かいいくつかについてのご見解をお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（中島正己）** 青木生活安全課長。

**○生活安全課長（青木 進）** 若井議員さんの「交通安全対策について」のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、平成17年中の滋賀県下の交通事故発生件数は、交通事故件数1万107件、死者数118名であり、死者数が前年度対比14名増加いたしております。竜王町での交通事故発生件数は、交通事故件数102件、死者数4名と、死者数は前年対比4名の増でありまして、本年に入りましてからも1名、尊い人命が奪われ、誠に憂慮に耐えない状況と受け止めております。

交通事故は、事故当事者の一瞬の油断・気のゆるみで発生するものでございますが、特に滋賀県・本町とも65歳以上の高齢者の方が関わる交通事故が増えて

いるのが特徴となっております。

また、交通安全の対策、さらに推進につきましては、「安全で安心なまちづくり」を進める上での大変重要な課題であり、死亡事故発生箇所や危険箇所に対する関係機関との協議、その対策に併せ、交通ルールの遵守や交通マナーの向上等、交通安全意識の高揚のための交通安全運動・交通安全教室の開催等、行政、関係機関、団体、また住民の皆様のご協力により、地域ぐるみによる交通安全の取り組みを進めているところでございます。

お尋ねの「信号機」は、滋賀県公安委員会が設置するもので、現在、町内には41基が設置されており、さらに10基の設置を要望いたしておりますが、優先順位ならびに県の財政事情から、近年の設置は非常に厳しいものがございます。

また、道路照明灯は、他市町に比べましても多く、町内には約1,000基を設置し、維持管理経費には年間約500万円を計上いたしております。また、交通安全施設整備の計画では、平成17年度には区画線・ガードレール・道路反射鏡を、平成18年度以降につきましては、これらに道路照明灯・防護柵等を含めまして、計画的に順次整備をいたしたいと考えております。

次に、個別に質問をいただいております内容につきまして、お答え申し上げます。

第1点目の、希望ヶ丘の地域懇談会で出ておりました町道七里鶉川線の道路照明灯につきましては、町道七里薬師線の交差点までは整備済みでございます。さらに、平成16年度に整備いたしました国道477号線での高橋ワークス、今現在社名変更されましてコマツキャブティク(株)となっております付近から、ご質問の交差点の区間は未整備でございます。通学途上の安全確保からも、検討いたしたいと考えております。

ご質問の第3点目の国道477号線と希望ヶ丘団地前の交差点と、第8点目の石部神社前交差点の信号機の設置につきましては、町より所轄の近江八幡警察署を經由いたしまして、滋賀県公安委員会へ設置を要望いたしております。

近江八幡警察署におきましても、希望ヶ丘団地より国道への進入にあたりましては、特に朝夕の時間帯における歩行者の横断、車両の右折時に危険を伴うことを踏まえ、滋賀県公安委員会へ申請をいただいておりますが、前段お答えを申し上げました事情も含めまして、現時点での設置時期は目途が立っていない状況でございます。

また、石部神社前の信号機の設置につきましては、歩行者の横断等、その利用

が少ないことから、大変難しい状況でございます。引き続きまして要望はいたしてまいります。

なお、当該国道路線につきましては、今日まで関係機関等のご協力を得まして、ドライバー等に注意喚起を促すための赤色回転灯の設置や、石部神社前の横断歩道の移動設置をしていただき、安全確保に努めているところでございます。

第7点目の小口内の生活道路における通勤自動車の問題であります。当該路線は、区民の生活道路として供されていると同時に、県道として多数の方が利用されております。公道である以上、そこを通行しないでくださいとは言い切れません。以前、他の自治会でもこうした問題があり、区の自主的な取り組みにより、生活道路であるための啓発看板を設置される所や、区からも関係する事業所に対し、生活道路を回避して通勤される旨の要望が出ており、区のこうした取り組みについてもお願いをするものでございます。従業員の通勤にかかる使用道路は、あくまでも事業所が決めるものと考えますが、町といたしましては、事業所で構成していただいております「近江八幡警察署管内安全運転管理者協会」にも依頼いたしまして、安全運転を呼びかけてまいりたいと考えております。

交通事故は、車が起こすものではなく、それを運転する者の前方不注意等に起因し、また、歩行者等の飛び出し等により起きるものであります。ドライバー・歩行者等の交通安全マナーと交通ルールの遵守、さらには安全意識の相乗効果により、安全の確保が図られるものと考えます。今後におきましても、関係機関・団体と連携し、本町の交通安全対策に努め、4月より充実をいたします竜王町地域安全推進協議会を中心として、地域住民が安心して暮らせる安全なまちづくりを目的として、交通安全・防犯・事故防止および防災意識の高揚と、自主的な地域安全活動を推進してまいりたいと存じますので、一層のご指導、ご助言をお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 松村建設水道課長。

○建設水道課長（松村佐吉） 引き続きまして、若井議員さんからのご質問について、建設水道課に該当いたします部分につきまして、ご回答をいたします。

第2点目の小口地先の歩道上の交通障害についてでございますがご質問の地先につきましては、歩道に隣接しておりますため池がありまして、栄養分なども豊富なことから、樹木が大きく成長したのではないかと見ております。定期的に道路パトロールはいたしておりますが、細部にわたってのパトロールはなかなかできない現状でございまして、大変ご迷惑をおかけいたしております。

このような情報をいただく中で、随時現場を確認し、作業をいたしておりますが、今回の根の処理につきましては、樹木を枯らす恐れもございますことから、地元の区長さん、また専門家の意見も聞きながら、安全に通行できるようできるだけ早く対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

第5点目の国道477号の薬師地先の企業の駐車場の出入り口の歩道境界がないことについてでございますが、この件につきましては、先日も企業の関係者の方に、歩行者の安全確保のために境界の明示、また構造物の設置について、国道477号の管理者であります県の指導も仰ぎながら早急に対処いたしていただきますよう申し入れたところでございます。

第6点目の鏡の国道を横断いたします地下道の設置についてでございますが、特に、先ほどもおっしゃっていただきましたように、歩行者また自転車の横断に対しての地下道ということでございますが、この点につきましては、横断者数も少なく、緊急度は低く、設置につきましても多額の費用を要すると考えられますことから、現実的には難しく考えますが、いただきましたご要望につきましては、国土事務所の方へ要望をいたしたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。以上、建設水道課からの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 松浦教育課長。

**○教育課長（松浦つや子）** 引き続きまして、若井議員さんの4点目のご質問でございます。

現在、希望ヶ丘地区の園児・児童につきましては、通園・通学バスで登下校（園）をしております。スクールバスは大型バスを使用しております、入り口付近の広場を回転しております。1回で回転はできているのでございますが、舗装止めのコンクリートが設置されておまして、一部それに乗り上げて回転をしている状況です。

付近は河川敷で、拡張は困難でございますので、現在の場所を限られた中で最大限有効利用できるよう、スクールバスの委託業者と通行しやすい方法を検討してまいりたいと考えておまして、若井議員さんへのお答えといたします。

**○議長（中島正己）** 次に、12番、山田義明議員。

**○12番（山田義明）** 「健康いきいき竜王21プラン」の推進についてお伺いいたします。

健康で生涯を過ごしたい。高齢化社会を迎えた今、特にこのことが切望されます。竜王町においては、「健康いきいき竜王21プラン」が平成16年3月に策

定され、2010年までの行動目標が設定され、その達成に向け取り組まれております。身体や心の健康を保つための取り組みを成功させるのは、町民各位はもとより関係機関の協力が必要であります。

平成17年度の県下市町別学校歯科検診では、「滋賀県で一番むし歯が少ないまち」になり、予防医療に力を入れられた賜物と、感謝を申し上げます。この成功事例をこれのみにとどめることなく、医療全般にわたり適用され、県下に誇れる「滋賀県で一番疾病の少ないまち」を目指したいものです。

さて、国保医科・歯科診療所は、保健・医療・福祉を統合した地域包括ケアを理念として、予防医療にも今以上に力を注がれると伺っております。平日には医療機関へ行けない人も多くおられます。土・日のいずれかの1日を予防医療に開いていただいて、「疾病防止の日」に充てていただけないでしょうか。

次に、「健康いきいき竜王21プラン」では、たくさんの目標がありますが、ストレスの解消に「笑いのコンテスト」をされているまちもあると聞いていますし、また、食事による心身への影響も大きいと言われており、「食の教育」が叫ばれております。医療となる以前の取り組みも多く、誰もが身近で楽しみながら継続できる達成の方法もと感じるわけです。これらについてもご所見を伺います。以上、よろしく願いいたします。

**○議長（中島正己）** 池田住民福祉主監。

**○住民福祉主監（池田純一）** 山田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

議員仰せのとおり、「健康で生涯を」と願う気持ちは誰もが持ち続けているところでございます。少子高齢化を迎える今日、また、疾病構造の変化等、社会環境の変化を背景として、健康面に対するの関心は一段と高まってきております。

21世紀における国民健康づくり運動として、「健康日本21」が2000年に国の方で示されました。これの地方計画と位置づけまして「健康いきいき竜王21プラン」を策定いたしております。

ご承知のとおり、我が国の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩により延びておりまして、滋賀県では男性78.19歳、女性では84.92歳となっておりますが、生活習慣病は年々増えているという状況でございます。認知症や寝たきりにならないよう、健康寿命を延ばすためにも、健康を増進し疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を進めていくことが叫ばれております。

こうしたことから、竜王町高齢者保健福祉計画「いきいき竜王長寿プラン」の見直しをこのたび行い、介護から予防重視に視点を置いたものとしております。

健康いきいき竜王21プランの本計画は、竜王町高齢者保健福祉計画および竜王町母子保健計画等整合性を持っております。

申すまでもなく、健康で生きがいのある社会実現のためには、高齢者のみならず誰もが願うもので、その時々において予防なり対策が必要であり、保健・医療・福祉の連携による総合的な施策が必要とされております。

このような状況の中、国においては医療保険制度上のさまざまな課題解決へ向けての取り組みが進められております。本町におきましても、健康なまちづくりを目指して、各地域に健康推進委員さんを設置し、推進をお願い申し上げております。委員さんをお願いするにあたっては、1年間にわたり健康推進における分野での研修を受けていただき、現在では80数名の方が各地域でご活躍いただいております。その中において、ストレスの問題・食生活の問題等々、幅広い取り組みをいただき、21プラン実現に向けてがんばっていただいているところでございますが、食育についても、議員ご指摘のとおり、平成17年6月10日第162回国会で食育基本法が成立されまして、同年7月15日から実施されましたが、本プランの中にも重要な柱として位置づけをしております。

健康いきいき竜王21プランの計画にあたっては、アンケート調査等分析をいたしまして、6つの領域から立てております。

まず1つ目に「心の健康づくり」として、『心の裏表のない素直な人の育つまち』。2つ目に「栄養・食生活」といたしまして、『見直そう、意識しよう食生活』。3つ目に「運動」として、『続けよう楽しく無理なく運動を』。4つ目に「歯の健康」として、『60歳で24本、80歳で20本。自分の歯を持とう』。5つ目に「たばこ」の部分といたしまして、『進めよう、禁煙・節煙・分煙を』。6つ目に「アルコール」の部分といたしましては、『ひろめよう、適量で節度のある飲酒を』と、各分野における目標を定め、無理なくプランの実行に向けて取り組むべき推進しております。

こうした取り組みの暁には、「県下で一番健康なまち」になるのではないかと、また、しいては医療費の節約にもつながることになるかと存じます。

なお、医科・歯科診療所における休日診療についてでございますけれども、今後の課題として検討させていただきたく、ご意見として承りたくお願い申し上げます。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 山田義明議員。

○12番（山田義明） 医科・歯科診療所の土・日における診療につきましては、前

向きに検討していただくということで、ありがとうございます。またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほども健康いきいき竜王21プランの中で目標が6つほどございましたが、その1つに「たばこ」の件がございまして、健康増進法ということで、庁内はもとより町の施設の方で、その関係の影響もございまして館内でのたばこは禁煙ということで、その点につきましても本当にありがたいこととございますが、今後、町内におきましては公民館等もございまして、そういう公の場で受動喫煙と言ひますか、そういったことによる影響が多々起こってくると思ひますが、その件につきましてもよろしくご指導をお願ひしたいと思ひます。

それから次に、これは健康いきいき竜王21プランの2ページに、例えば50歳・55歳夫婦と20歳・23歳の子ども、ならびに75歳のおばあさんがおられる家庭におきまして、年間111万円ほどの医療費もかかっているということで、過去においてはもっと安かった、医療費も非常に上がっております。こういった医療費の増大というものは、今後、竜王町の財政にもかなり影響すると思ひます。こういったことを今後啓発していただきながら、竜王町の医療の向上を目指していただきたいと思ひますが、啓発方法につきまして、封筒等もございまして、広報等もございまして。そういった面でこういった資料を活用して、広報・啓発していただくという方法はとってくれますかどうか、お願ひしたいと思ひますが、その辺もお尋ねいたします。

○議長（中島正己） 池田住民福祉主監。

○住民福祉主監（池田純一） ただいまの再質問でございますけれども、町内の公共施設におきます禁煙につきましては、現在もう、公民館等あらゆる施設につきまして禁煙という形でご協力をいただいております。

また、医療費の増大につきましては、ご承知のように少子高齢化等で大変医療費も伸びておるわけでございますけれども、これにつきましても、医療費のかかり方につきましても、十分にPRもさせていただきまして、また健康で長生きと言ひますか、その辺のPRもさせていただいております。また、国民健康保険事業の中でも、健康推進の部分で取り組みをさせていただいております。

なおまた、こうした啓発につきましてどうだというお尋ねでございますけれども、現在、竜王の広報にも毎月、健康の分野につきましては啓発をさせていただいておりますし、「こんにちは保健師」という形で、月に1回ですけれども、毎

月、保健師の方から健康についての呼びかけをさせていただいております。

なおまたお医者さんの方からも、町内の各医院さんの先生方をお願い申しあげまして、その時々予防なり、また対策につきましての記事も広報に載せていただいております。

こうしたことから、あらゆる場面で啓発もさせていただきまして、また、先ほど申しあげましたように、健康推進委員さんが定員 80 名以上いただいておりますので、先ほど前段、介護保険等の中でも担当課長が申しあげましたように、あらゆる場でこれから迎える少子高齢化部分だけでなく、町民の健康としてあらゆる面から健康についての啓発を伝えていただいておりますので、またこれからも引き続き推進させていただくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 山田義明議員。

**○12番（山田義明）** 目標を先ほど6つほどおっしゃいましたが、その中で、その最終的な結果として、ガンとか、あるいは循環器系の病気、また糖尿病等の病気を少なくするというような目標を掲げておられるのですが、計画自体はそういったことではなしに、ストレスを受けている割合を何パーセントに下げるとか、あるいは野菜の摂取量が何グラムであるとか、そういったことで、そういう細かな目標でございますが、最終的に、今も申しましたように、ガンあるいは循環器系の病、あるいは糖尿病等で、これらの発症率と言いますか、そういったことも数字的にとらまえていただきまして、最終的にはこういったことのプランが成果としてあげられたというような方向で、またこれからもがんばっていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（中島正己）** 次に、9番、辻川芳治議員。

**○9番（辻川芳治）** 企業誘致とまちづくりについて、お伺いします。

総合計画の戦略的に取り組む施策である「環境共生型まちづくりプロジェクト」の実施につなぐ、平成14年「新エネルギービジョン」策定、平成15年「エコプロジェクト」の取り組み、そして平成16年「わが竜農村 eco 計画」が、国の地域再生計画の認定を受けました。これまでの取り組み経過について、説明をお伺いいたします。

平成16年第3回定例会でも質問いたしました。交流人口の拡大には「西武リゾート計画」、新エネルギー・バイオマス資源には「雪国まいたけ」、総合計画にはこの2社の存在が大きく関わっているものと思っております。状況の変化に伴い、

計画の見直しはあるのか、お伺いたします。

○議長（中島正己） 青木生活安全課長。

○生活安全課長（青木 進） 辻川議員さんからの企業誘致とまちづくりにつきまして、生活安全課に関連する部分につきまして、お答え申し上げます。

まず、ご質問の第1点目、「環境共生型まちづくりプロジェクト」の実施になく諸施策につきましては、現在、「竜王町エコタウンプロジェクト」として推進しておりますが、その発足から今日までの取り組み等、その経過につきましてご回答申し上げます。

ご質問でのご指摘のとおり、平成13年度に「第4次竜王町総合計画」を策定いたし、竜王町の将来像として「田園文化が薫る 交竜の郷」を実現するため、戦略的に取り組む施策、つまり4つのシンボルプロジェクトの1つに「環境共生型まちづくりプロジェクト」がうたわれ、その推進方策として「竜王町エネルギービジョンづくり」に取り組むことといたしたところでございます。

これを受け、平成14年度には、エネルギーの地産地消と資源循環を目指し、「竜王町新エネルギービジョン」を策定いたしました。これには、4つの基本目標の下に5つの基本施策を掲げており、その中にある「行政自らが新エネルギー導入を進め、町内各組織等の新エネルギー導入への参加促進」につきましては、平成15年度においてCO<sub>2</sub>の削減と新エネルギーの開発に関わり、町自らがBDF精製プラントの導入を行い、これより生産されますBDF精製燃料を、まず町公用車2台で使用いたしました。

翌年度には、農耕用トラクターの燃料として利活用を拡大し、さらに平成17年4月から運行を開始いたしましたコミュニティバス2台の燃料にも供給することにより、施策の一部について実現と拡充化をいたしてまいりました。

一方、新エネ基本施策では、他にも「再生可能エネルギーの利用」、「省資源・省エネルギーの推進」、「先進事例の紹介をはじめとする情報提供」等についても取り組むこととなっております。

当時、町内山面知先への進出計画が具体的に進んでおりました雪国まいたけ生産施設から出る大量の廃オガ粉の処理について、単に廃棄物の処理ということだけでなく、この新エネルギービジョンの基本理念であります「資源循環型社会・再生可能エネルギーの利用」を実現すべく、ガス化処理施設の立地により、「発電・温水・発熱等」の環境負荷の少ないエネルギー生産施設として価値付けを行うこととして、木質系バイオマス資源の利活用方策の具体的な検討を図っていくこと

となりました。

この経過を踏まえまして、平成15年度には「木質系バイオマス資源の利活用事業化調査」ならびに竜王町全域を対象に新エネルギーを中心に木質系バイオマス資源の利活用による「資源循環型社会の形成」をはじめとした「竜王町エコタウンプロジェクト」構想を掲げたところでございます。

その内容は、①新エネルギー事業、②リサイクル事業、③エコ住宅事業、④エコオフィス事業、⑤エコパーク事業、⑥景観、環境づくり事業から構成されており、文字どおりさまざまな分野で取り込むまちづくりの視点を持つものとなっております。

同時に、雪国まいたけ向上から廃オガ粉のエネルギー化につきましては、企業・地元・町からなる第3セクター方式による施設建設とその運営を前提に、平成16年度に有識者および地元をはじめとする関係各位による「竜王町エコタウンプロジェクト推進委員会」の会議の中で、検討を進めてまいりました。

また、平成16年度には、これまでの検討を踏まえた「環境と経済の両立」、「産官学民の連携」の中で、人・もの・資源の循環性を高める計画である「わが竜農村 eco 計画」が、国から平成16年6月に地域再生特区に認定されました。さらに町では、「竜王町エコタウンプラン」を作成し、各分野別に、より具体的な取り組みの目標を定めたところでございます。

しかし、その推進の柱の1つである雪国まいたけ工場からの廃オガ粉の新エネルギーとしての処理につきましては、ガス化処理施設での対応が有力視され、検討を深めて参りましたが、最終的に、技術性・経済性・地域性の観点から、今後において技術革新により課題解決が図られることも視野に入れ、雪国まいたけ工場の第1期稼働時での対応を見送ることとなり、現在、企業におきましてその処理方法について検討をいただいているところでございます。

平成17年度には、前年度に策定された「竜王町エコタウンプラン」を具体化するために、分野別に到達目標（年次）を定めた「竜王町エコタウン行動計画」の策定に向け、現在、前年度に引き続き関係各位からなる「竜王町エコタウンプロジェクト推進委員会」で協議をお願いしているところであり、今年度末には最終の行動計画を策定する予定でございます。

この行動計画は、地域再生まちづくりの中での重点施策として全庁挙げての推進を図るべく、総合行政の体制で平成18年度から分野ごとに、各担当部局により「環境に配慮し、共生するまちづくり」を視点として、それぞれの事務事業に

反映しながら、具体的に実施・実現が図られるよう、内部調整を図っているところでございます。

以上、今日までの取り組みの概要を説明させていただきましたが、「エコタウン」すなわち「まちぐるみ環境と友好関係にある町」の確かな実現に、議員各位の一層のご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 小西政策推進課長。

**○政策推進課長（小西久次）** 私から引き続き、辻川議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、西武リゾートに関しましては、既にご報告を申し上げますように、昨年11月に西武鉄道本社関係役員が来町されまして、西武グループは一連の不祥事による厳しい状況から、会社再建・再編を行う中、新規計画については難しく、「竜王町でのリゾート計画は白紙」との話があり、長年にわたり地元関係者の皆さんにご理解をいただきながら、町としても事業化に奔走してきた経過を踏まえますと、白紙化には到底納得できず、今後の対応にたいして誠意ある取り組みを強く要請をしてくれているところでございます。

本年2月に西武グループの会社再編を終え、新体制の関係役員との折衝も行っているところであり、西武側としては、基本的には有効な土地活用を図っていきたいとの認識あるものの、現時点では会社再建が急務となり、実現性のある新規事業への計画は厳しいと説明を受けております。

しかし、当地先は町の地域振興にとって大変重要な位置にあり、町としてはこのような状況の長期化により、インターチェンジ周辺はもとより、これからのまちづくりに大きく影響を及ぼすことを懸念しており、これまでと同じ状況に陥ることのないよう、企業に対し早急に対応するよう申し入れを行っております。

また、町として新たな打開策をもって対応していく考えであり、今後、町が構想するインターチェンジを生かす地域活性化のまちづくり計画への協力をとりつけてきたところであります。今後は、具体的な点について強く要請を重ねながら、この地域を生かし、まちづくりへの方向へと導いていきたいと考えております。議員皆様、また地元関係者のお力添えを賜りますとともに、上部機関の指導をいただきながら進めてまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

続きまして、雪国まいたけの状況については、今日までご報告させていただきましたのは、一昨年の新潟地震による品質不良や、暖冬による需要減少等から、

平成17年度の着工につきましては約1年遅れる見込みとの説明を受けておりました。

概ね1年が経過し、早期着手に向けて要請を行ってきているところでございますが、昨年の業績は、他社との価格競争から大きく業績が好転している状況には至らず、工場建設への投資について、現在、種々の方法も研究しながら検討されている段階であり、具体的な方向をお示しいただいていないのが実情でございます。

会社等の事情もございりますが、ご協力をいただいております地元関係者の皆様、また、大きく雇用の場としてご期待をいただいております町民皆様の要請に対しまして、引き続き早期着工に向け努力を傾注させていただきます。

また、現地におきましては、第2期地区の開発に伴います埋蔵文化財調査を、現在、教育委員会で実施いたしております。

なお、地域再生計画の実行に関連しては、雪国まいたけの進出が連動する大規模なバイオマスプロジェクトはその状況を見ている段階ではありますが、その他の環境の取り組み、農業や観光からの実践で反映しているものもありますので、現時点ではその計画の見直しが必要なものもありませんが、これからのたくましいまちづくりの施策実現に向けて、その手法の1つとして、この計画を生かしながら、計画内容を変更していくことは考えられるかと感じております。

西武ならびに雪国まいたけの件につきましては、いずれにいたしましても、地域経済はもとより本町行政運営に大きく影響を及ぼす案件でございます。行政といたしましても目的達成に向け、より一層積極的に強い姿勢で取り組んでまいりますので、議員皆様方の格別のご理解とご尽力をお願い申し上げまして、辻川議員さんからのご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 辻川芳治議員。

○9番（辻川芳治） ありがとうございます。この取り組み状況についてお伺いしたのは、一連の計画の流れと言うか、そういうものがなかなかわかりにくくて、総合計画の「環境共生型プロジェクト」というのは、基本的な形がどんなものであるのかというのがなかなかわからなかったもので、今の1つの説明である程度わかるのですけれども、午前中もいろいろな質問がありましたので、重複するので簡単な質問になるのですけれども、あと3点ほど再質問したいと思います。

これまで、今日も私ずっと資料を、説明と一緒に見ていたのですけれども、いろいろな資料をたくさん各担当課から提出されて、それを見ていると、町全体の

計画、あるいは今こういう状況で変更する、そういったことを誰がどこでまとめて住民さんにこういうふう公開するのかというのが1点です。

それと、「目標とする町の将来像というのはこういう形だ」というのを、何か明確にしてほしい。それが具体的であって、もっとスリムな形で示してほしいというのが1つあって、そういうことでないと住民さんに公開して協力を得やすくするのが得策ではないかなという1つの思いがあります。

それともう1つ、大変失礼な言い方で申しわけないのですが、たくさんの資料だとか計画書をいただくのですけれども、これをつくるのが仕事ではないということで、これから何を実行するのかとか、計画に向かって前進するための情報というのを住民さんに公開してほしい。その3点について再質問いたします。お願いします。

**○議長（中島正己）** 青木生活安全課長。

**○生活安全課長（青木 進）** 辻川議員さんから、ただいま再質問を3点いただきましたが、特に3点目の計画、いろいろな資料をつくる中で、実際にどのように行動していくのかというご質問をいただいたように思います。

先ほども環境共生型のまちづくりに関する部分につきましては、一連の経緯を申し上げました。今現在では、環境共生型まちづくりにつきましては、竜王町エコタウンということで推進いたしております。そうした中で、回答の後段でも申し上げましたように、今現在ではエコタウン行動計画というものを作成いたしまして、各課のヒアリング、またいろいろな機関とも相談いたしまして、具体的に18年度から取り組むべき行動計画を今策定いたしております。平成18年度に入りましては、この行動計画が実現できてあるか、また、取り組めてあるかどうかという検証もしていただくような委員会で考えてもおります。

そうした中で、その行動計画も含めまして、また住民の皆さんに、「より具体的な取り組みはこうである」という実現も含めまして、また住民の皆さんにもお知らせをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 小西政策推進課長。

**○政策推進課長（小西久次）** 辻川議員さんの再問にお答えさせていただきたいと思っております。

町の全体の計画につきましては、たくさんあるけれども誰がまとめるのかというご質問だと思いますけれども、基本的に、午前中にも申し上げましたけれども、

やはり総合計画の見直しなり、今後、実施計画に向けまして、私ども政策的には、町として基本的に政策の部門におきまして集約をさせていただきたいと考えております。

その中でまた、町の将来像についてスリム化してはどうかというご意見でございます。基本的にも当然、総合計画等変更する中で、今後におきまして、やはり町の将来像につきましてもまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上、ご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 辻川芳治議員。

**○9番（辻川芳治）** 最初の質問の後半の部分について、もう1点お聞きしたいのですが、先にも言われた2社の状況は本当に変わってしまったということは認められていると思うのですが、これまでの2社に関連したまちづくり構想というのは、今回、特区に申請される「地域経済振興構想」というのは、かなり違っている意味合いがあるのではないかなと思うのです。

というのは、今、2社の状況が変わったと言われるように、これまでの構想というのは、企業が立地するであろうという想定のもとで計画されていたものだと思うのです。ところが、今回は既存の町内の優良企業といったところから、かなり協力を得られる上での計画であると。私は十分実現可能だと思いますし、特区認定はぜひ取得していただきたいという思いでいるわけです。問題としては県有地あるいは西武さんの所有地、また自然を生かすこと、課題はいろいろあると思うのですが、夢のあるまちづくりと言うか、インターを中心にして、近隣も含めて広域的な将来のまちづくりと言うか、そういうものも望めますし、この特区申請が認定されるか、されないかというのは、これからすごく大きい竜王町にとって変化をもたらすのではないかなという思いがあるのですが、その辺、特区申請に対して町長の思いが何かあれば、再々質問としたいのですが、お答えいただきたいと思います。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま辻川議員さんからご質問がございました。2社についてどうかということですが、まず、この2社につきましては、西武は早くから出ております。後から出てまいりました雪国まいたけにつきましては、やはり町の雇用体系が大きく変わるということで期待をしているものでございます。

西武の関係につきましては、これはもう何十年前からの話でございますが、二

転三転変わってまいりまして、早くからこの問題については、議員の方にも十分説明もあり、図面で示された点もございました。しかし、これについてもやはり、竜王町に誘客を図り税収を求めるといふことの狙いであったわけでございますが、いろいろと計画変更なり、また社の不祥事により様変わりしたというような現状に至ってきたということは、誠に残念でございます。

こういったことで、いろいろと苦慮しながら、また県当局とかいろいろな方面のご指導をいただきながら、この周辺の整備について取り組んでいるのが現在の実情でもございます。

特区申請ということもございますが、これも高島市に今回は決められたということで、6月になろうかというようでございますが、これについてもやはり、あの周辺を一体化に整備していく上においては、やはり県版特区を認定いただき、この整備にあたってまいりたいというのが現在の状況でございますので、なかなかこの問題も非常に難航する面があるかと思えますけれども、町といたしましては精一杯努力させていただきまして、より良いまちづくりに取り組んでいけるように努力してまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。辻川芳治議員。

**○9番（辻川芳治）** 「地域再生のまちづくり地域懇談会から得られたことは」ということで、質問します。

昨年12月から1月末の期間で、全町32集落において地域懇談会を実施されましたが、参加された町民の皆様の意見・提案をどのように受け止められたのでしょうか。執行部の感想をお聞きしたいと思います。

また、広く地域住民の意見を反映させるために設置された「地域再生を考えるまちづくり懇談会」は、町の将来像と地方分権に関する事項を懇談する上で、地域懇談会の内容をどのように受け止められたのでしょうか。町長への報告がされているのであれば、お聞かせ願います。

併せて、今回の地域懇談会を受けて、今後、このまちづくり懇談会に対して新たな検討課題を提起されるのかなど、懇談会に対する町の考え方についてお伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 辻川議員さんの「地域再生のまちづくり地域懇談会から得られたことについて」のご質問に、お答えいたします。

昨年12月から1月にかけて、地域再生のまちづくり懇談会として全集落を回りましたが、さまざまな意見をいただき、町政を推進していく上で参考になる意見が多く、大変有意義な機会であったと思っております。

また、深刻な少子高齢化や地方分権の進展、厳しい財政状況の中で三位一体改革の推進、市町村合併の進展など、現在の社会情勢の変化、町の財政状況、地域再生のまちづくりに向けた計画等についても、一定、町民の皆さんに理解していただけたものと思っております。

地域懇談会で出た意見につきましては、たくましいまちづくりを進めていく上で、企業誘致を望む声が多かったようですし、インター周辺を含めたエリアの魅力ある活用を望む声や、総合庁舎周辺の生活拠点の形成の声も多くあったこと、また、子育て支援や若者定住対策について充実を求める声が多かったことなどの報告を受けております。

また、民間活力の導入など町施設の効率的な運営により、歳出削減を望む声がある一方で、サービスの低下を懸念する意見もありました。

一方、合併については、合併する・しないのどちらの意見もありましたし、また、周辺での合併事例やその後の状況、合併のメリット・デメリット等、詳しい情報が必要であるという意見もあったかと思っております。今後は、このような懇談会を必要に応じて開いたり、広報やインターネットでの情報公開を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域再生を考えるまちづくり懇談会として、この地域懇談会の内容をどのように受け止められたかとの質問ですが、去る2月14日に地域懇談会へ出席した懇談会委員の方々と町職員による総括会議を開催しました。各委員の皆さんから、一人ひとり感想をお聞かせをいただいたところであります。その時の意見としては、これからのまちづくりを進めていくためには、住民参加が不可欠であること、福祉関係の議論が多かったこと、また、合併問題については温度差があったというように感じておられたようであります。

ただ、地域によって意見がさまざまだったことや、要望が多すぎて行政懇談会のようなものであったこと、また、女性や若者の出席も比較的少なく、住民の意見を聞く時間が少なかったことなどでありました。まだまだ町の広報が不足しているのではないかとの指摘もあり、これからも引き続きこのような懇談会の必要性を感じたところでもあります。

最後に、まちづくり懇談会に対する町の考え方でありますが、現在、まちづく

り懇談会に対しては、たくさんの地域再生に向けた本町の課題がある中で、これらの課題を克服するため、まず取り組んでいく必要があると考えられるテーマとして、都市核づくりと若者定住、インターチェンジ活用の3つを柱に検討を進めていただいております、とりまとめいただき次第、提言をいただく予定であります。

この懇談会の委員の任期は来年3月まででありますので、新たなテーマとして、今回、各集落を回った際にもご意見の多かった福祉や市町村合併について、議論していただけるのではないかと考えております。以上、地域懇談会から得ましたことについて、辻川議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 辻川芳治議員。

**○9番（辻川芳治）** これも午前中、いろいろと答弁がありましたので、あと私の方から聞きたいことは3点ほどまた再質問したいのですけれども、懇談会の時の資料の中で、5ページだったのですけれども、収支不均衡への対応という中での質問なんですけれども、私も実際6集落ほど傍聴させていただいていたのですけれども、住民さんが言われるとおりの言葉で言うと、「お金がないのにまちづくりなんてできるのか」ということをよく言われたのです。

それと、財政シミュレーションというのは、やはりこんな2～3年ではなくて、もっと長期のものを出した方がいいと。その中で特に、平成17年度は収支で言うと8,000万円の不足が出るということ、18年度は2億円ですか、19年度は2億7,000万円だと、これを住民さんに説明されましたね。最初、17年度はいろいろ町長が変わられて、使用料・手数料の見直し、あるいは職員の削減、そういったことでカバーできるのだという話があったのですけれども、この平成18年度、具体的にこの2億円というのは、今年予算の中でどういう対策をとられているのかということは、1つお聞きしたいことです。

それと2点目に、これも朝から出ていたのですけれども、この資料にもありませんけれども、地方自治体の転換ということで、地域住民と協働のまちづくりという中で、地域やNPOの育成と活躍ということで、これは総合計画の部分にも入っていました。NPOの育成というのは言葉だけで、今、竜王町はすごく遅れているのではないかという気がするのです。各地域を地縁団体として法人化しなさいよと推進されたように、もっと町内のグループあるいは団体さんに声をかけて、地域の活性につながるような育成方法を何か持っておられるのかということも1つお尋ねします。

もう1点は、それにも絡めてですけれども、指定管理者制度の導入によって、

公募による民間事業者を指定する考えは本当にあるのかということがお聞きしたいのです。各施設、竜王は本当にいい施設がありますから、住民さんはこれを将来どういうふうにするのかということに気にされていたので、特にこの3点について再質問としたいのですけれども、よろしくお願いします。

(「休憩の動議を」との若井敏子議員の発言あり)

**○議長(中島正己)** ただいま若井敏子議員から、休憩の動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので、竜王町議会会議規則第16条の規定により、成立いたしました。

この動議を議題として採決いたします。この採決は、起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

**○議長(中島正己)** 起立少数であります。よって、この動議は否決されました。

北川総務課長。

**○総務課長(北川治郎)** 辻川議員さんから3点の質問をいただいております。突然ですので、詳しくは申し上げられない部分があるかと思っておりますけれども、議員さんの質問の中で、今回のまちづくりの地域懇談会での資料に基づいてご質問をいただいているわけでございますが、1つ目に、財源の不足の問題を言われているわけでございます。財源の不足部分はどのように今年度の予算の中で反映をしていくのかというようなご質問かと思っております。

特にこの資料の中でも出しておりますように、人件費の抑制ということがございますし、そしてまた物件費の削減とか、また扶助費の抑制とか、こういった歳出の削減・抑制をしながら、1つは収支のバランスをとっていきたいと考えておりますし、さらには、歳入の確保に努めてまいりたいということで、そういった部分での予算を組ませていただいているということでございますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

そしてまた2点目に、NPOの関係でございます。確かにそういう部分で弱い部分があるわけでございますけれども、これからの時代、そうしたNPOなり、また住民の皆さんとの協働のまちづくりということが主流になってくるかと思っておりますし、ご意見を十分聞かせていただきまして、これから取り組みもさせていただきたいと思っております。

そして、3点目に指定管理者の問題がございます。この議会でも施設の設管条例の一部改正等もお願いをしたわけでございますけれども、公募をする気がある

のかないのかというようなご意見でございますけれども、4月に入りましたらまた早々に、公募でいくか、非公募でいくかということを内部的に決めていきたいと考えておりますし、今現在、施設を管理委託している団体というものもございますので、そういう部分もいろいろ考えながら判断してまいりたいと思います。

ですが、指定管理者制度を否定するとか、そういうようなことではございませんので、十分そういった趣旨に則って実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

**○議長（中島正己）** 佐橋総務政策主監。

**○総務政策主監（佐橋武司）** 再質問の中で、今後の財政シミュレーションはもう少し中期的なものを提示すべきであるのではないかというようなご質問かと理解をさせていただいております。

確かに、地域懇談会におきましては、一定の明確な財政が固められる範囲でお示しをさせていただきました。当時は三位一体改革がまだ明確でなかった状況でもございましたし、日本の経済自体が非常に厳しい状況で、安定的な推移ではなかったというような状況もございましたので、一番確実な財政シミュレーションをさせていただいたということでございます。

今日の状況は、予測ができる範囲、今後はそういった要件整備をさせていただきまして、財政の今後のシミュレーションも明確に公表、いわゆる情報提供をさせていただきたいと思っております。その時期が来ましたら、まず議員の皆さんにもご説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（中島正己）** これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後4時26分